

上田地域広域連合広域計画

平成20年度～平成24年度



ごあいさつ

上田地域は、上田市、東御市、小県郡青木村・長和町、埴科郡坂城町の2市2町1村で構成される、人口22万1千人余の、自然豊かな圏域です。

当地域は、古くは奈良の時代から、東信濃地方の文化・交易の中心地として栄えてきました。また、知略に秀でた真田氏や、猛将村上氏が活躍した戦国時代を経て、江戸から明治・昭和へかけて、主要な街道の結節点として、あるいは養蚕の要の地として、産業・交流等の一体的な発展を遂げてまいりました。

今日におきましては、高速交通基盤及び情報通信基盤の整備・拡充などにより、地域住民の日常生活圏、経済活動圏は飛躍的に広がり、価値観の多様化をはじめ、少子高齢社会の進行や、福祉・環境問題等々、行政に対するニーズも個々の市町村の枠を越え、より高度で広域的な対応が求められるようになっております。

そこで、当地域では、平成10年4月に上田地域広域連合を発足し、これらの課題に対応するため、より効率的な行財政運営や各種の住民サービスの充実化に向け、柔軟な取り組みを進めてまいったところでございます。

ここにお示しをする『広域計画』は、当該課題の解決を目標に掲げ、関係する市町村が、総合的かつ計画的に広域行政を推進していくための、骨格的、指針的性格の計画でありまして、5年ごとに見直しを行うこととしております。

平成10年度から平成14年度までを目標期間としました当初計画、平成15年度から今年度までを目標期間とします現行計画の後を受けまして、今般、当広域連合発足10周年となります平成20年度から、向こう5年間の計画を策定いたしましたところでございます。

計画の策定にあたりましては、上田地域にお住まいの各界の皆さま方にご参画を賜り、「広域計画策定委員会」を組織し、調査・審議をはじめ、様々なご意見を頂戴いたしております。

本計画の施策に沿って、広域連合を構成いたします各市町村が、連携と協調を更に深め、それぞれの特性を活かしつつ、地域全体として、大いなる発展を遂げてまいりたいと考えております。

関係各位をはじめ、住民の皆さま方には、今後とも、それぞれのお立場で、当地域の振興に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

平成20年3月

上田地域広域連合

広域連合長 母袋 創一

もくじ

■ 広域計画の策定にあたり	2
1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関する事	3
2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	6
3 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	9
4 関係市町村の土地利用計画の調整に関する事	11
5 広域的な観光振興に関する事	13
6 調査研究事業に関する事	15
7 消防に関する事	17
8 上田勤労者福祉センターの設置、管理及び運営に関する事	21
9 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事	23
10 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	25
11 上田地域の情報化に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	28
12 関係市町村職員等の共同研修及び人材育成に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	30
13 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	31
14 介護相談員派遣事業に関する事	36
15 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	37
16 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事	40
17 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事	42
18 ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	45
19 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事	47
20 斎場の設置、管理及び運営に関する事	51
21 広域計画の期間及び改定に関する事	53
■ 付属資料編	55
◇ 上田地域広域連合広域計画策定委員会設置要綱	56
◇ 上田地域広域連合広域計画策定体制	57
◇ 上田地域広域連合広域計画策定委員会委員名簿	58
◇ 上田地域広域連合広域計画改定経過	59

広域計画の改定にあたり

多様化する広域的ニーズに柔軟に、かつ効率的に対応し、地方分権型社会の受け皿となるため、平成10年4月1日、上田地域広域連合が発足いたしました。そして、同年の12月25日には、最初の『広域計画』を策定しています。

この『広域計画』は、広域連合を組織する市町村や、その住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合と関係市町村が適切に役割を分担し、機能的に事務処理を進めていくための指針となるべき計画であり、目標期間を5年間と定めています。

平成15年度には第一次の改定時期を迎え、計画として掲げる事務事業数も、当初の19から22へと増加し、更に平成18年度当初から「障害者介護給付費等審査会」の設置等に係る事業が加わり、平成19年度末までの間、23の事務事業を遂行いたしました。

この間、当地域におきましても、3つの市町村合併が執行され、構成市町村数は発足当時の1市5町3村の9つから、2市2町1村の5つとなっています。

このたび、再度の計画改定の時期を迎えましたことから、現行の計画を精査し、内2つの事務事業を計画から除き、全体で21の事務事業を掲げていくこととしています。既定の内容を吟味し、文言や数値の確認と整理を行うなど、全体としましては、見直し等を中心とした改定計画となっています。

なお、今後の社会的・経済的変動や、広域連合と構成市町村との役割分担の異動などにより派生が予想される新たな課題等への対応につきましては、「調査研究事業」に関する事務事業の中で、引き続き扱っていくものとします。

1

ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること

経緯

多極分散型の国土形成をめざした『第四次全国総合開発計画（昭和62年制定）』の施行を受け、上小地域ふるさと市町村圏（当初は、上田市・丸子町・長門町・東部町・真田町・武石村・和田村・青木村が参画。現在は、上田市・東御市・長和町・青木村で構成されている。）は、平成元年、国の施策であるふるさと市町村圏モデル圏域の第一次選定を受け、10億円の基金を造成するとともに、『上小地域ふるさと市町村圏計画』を策定しました。

当該計画は、古くからの歴史と文化、恵まれた自然環境と多種多様な農林水産物、伝統的地場産業など、当圏域がもつ各種の資源を活用しながら、それぞれの分野において広域的な取り組みを進め、個性豊かな地域づくりを推進するための指針的役割を果たしてきました。

なお、平成6年度に指定を受けた「上小地方拠点都市地域」に基づく10億円の基金と合わせ、20億円の基金を造成し、「上小地域ふるさと市町村圏基金」として運用しています。

平成11年には『第二次上小地域ふるさと市町村圏計画基本構想』と『前期基本計画』を、また、平成16年には『後期基本計画』を策定し、「恵まれた自然環境や歴史文化を育みながら、人と人のふれあいを大切にだれもが心豊かに暮らせるふるさと」を基本理念とし、圏域のあるべき姿を《自然・文化・人のハーモニー「参加と連携」の活力ある圏域をめざして》と題し、次の5つの柱を中心に、目標実現に向けた各種施策の展開を図っているところです。

- | | |
|--------------------------|------------|
| ◆快適で安全な環境とうるおいのある圏域づくり | —環境、生活基盤— |
| ◆健康で生きがいとやすらぎのある圏域づくり | —保健、医療、福祉— |
| ◆個性豊かな人と文化を育む生涯学習の圏域づくり | —人、文化、人権— |
| ◆地域に根ざした産業と活力ある圏域づくり | —産業、労働— |
| ◆参加と連携で一体的に発展する開かれた圏域づくり | —地域、社会参画— |

計画策定の基本方針

『上小地域ふるさと市町村圏計画』は、圏域の計画的、一体的な発展を目指すため、次に示す基本構想、基本計画、実施計画及びソフト事業の展開のための広域活動計画で構成されています。

これらの構想等は相互に関連し、調整が図られています。

ア 基本構想

基本構想は、圏域の振興発展の将来像を構想し、それを実現するために必要な施策の大綱を示します。

基本構想の期間は、10年間とします。

なお、基本構想は、構想期間満了前に改定します。

イ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、総合的かつ一体的な圏域の発展を目指し、将来像を達成するために必要な諸事業に関する計画及び国・県に対する要望事項をもって構成し、実施計画の基礎とします。

基本計画は、前期及び後期とし、期間は、それぞれ5年間とします。

なお、基本計画は、計画期間満了前に改定します。

ウ 広域活動計画

広域活動計画は、「上小地域ふるさと市町村圏基金」の果実を活用して実施する、広域市町村圏の活性化と連携のためのソフト事業等の推進を図るために作成します。

広域活動計画は、基本方針、基本計画、個別事業の内容、実施主体、事業費、財源等について取りまとめ、これを基本計画の一部とし、毎年度計画の見直しを行います。

エ 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げる事項を実施するための施策や事業の具体的計画を定めるもので、毎年度、向こう3か年度を期間とするローリング方式により作成します。

施 策

広域連合は、関係市町村と連携し、これまでの成果を踏まえながら、当圏域のニーズに対応するため『第三次上小地域ふるさと市町村圏計画基本構想（平成22年度～平成31年度）』及び『前期基本計画（平成22年度～平成26年度）』を平成21年度中に策定し、当圏域の今後のあるべき姿を示します。

なお、当該計画の策定に当たっては、次の点に留意するものとします。

ア 住民参画型の計画となるよう事前にアンケート調査を実施し、策定委員を公募するなど、パブリックコメントの収集に努め、住民の意向を十分に反映するものとします。

イ 圏域内の各種資源を積極的に活用するとともに、新たな資源の創出を図り、暮らしやすい圏域づくりをめざす、総合的な計画とします。

ウ 国、県の諸計画及び関連する法定計画等をはじめ、関係市町村の総合計画や長期振興計画との整合及び調和を図るものとします。

● ふるさと市町村圏基金出資状況表

*平成19年4月1日現在

(単位：千円)

市町村名	旧市町村分	ふるさと市町村圏基金					地方拠点都市地域分・基金				合 計
		出資金 総額	平成元 年度出資金	平成2年度 出資金	権利放棄 額	平成17年度 出資金	出資金 総額	平成7年度 出資金	平成8年度 出資金	平成17年度 出資金	
上田市	上田市	386,239	228,330	228,330	70,421	—	460,980	230,490	230,490	—	1,248,512
	丸子町	100,632	59,490	59,490	18,348	—	114,660	57,330	57,330	—	
	真田町	53,133	31,410	31,410	9,687	—	62,820	31,410	31,410	—	
	武石村	32,428	19,170	19,170	5,912	—	37,620	18,810	18,810	—	
東御市	東部町	90,889	53,730	53,730	16,571	—	111,060	55,530	55,530	—	241,128
	北御牧村	19,717	—	—	—	19,717	19,462	—	—	19,462	
長和町	長門町	35,472	20,970	20,970	6,468	—	41,220	20,610	20,610	—	136,108
	和田村	27,556	16,290	16,290	5,024	—	31,860	15,930	15,930	—	
青木村	青木村	34,863	20,610	20,610	6,357	—	39,780	19,890	19,890	—	74,643
県支出金		100,000	50,000	50,000	—	—	100,000	50,000	50,000	—	200,000
合 計		880,929	500,000	500,000	138,788	19,717	1,019,462	500,000	500,000	19,462	1,900,391

注：市町村の出資金については、均等割20%、人口割80%で算定。

2

ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経 緯

『上小地域ふるさと市町村圏計画』に基づき、平成2年度から「上小地域ふるさと市町村圏基金」の果実を活用し、関係市町村の理解と協力のもと、地域の活性化と連携強化を図るためのソフト事業を展開してきました。

平成12年度には『第二次上小地域ふるさと市町村圏計画』の基本構想及び前期基本計画を策定し、生活基盤の更なる整備をはじめ、福祉の充実、産業の振興、生涯学習の推進等に係る各種の施策を総合的に進めています。

関係市町村はそれぞれに個性や特性を發揮しながら、地域づくり、まちづくりを行っています。

現状と課題

当圏域では、首都圏に通じる高速交通基盤の整備や3件の市町村合併が行われるなど、大きな変革の時代を迎えており、社会・経済の動向や地域の多様なニーズに適応した、きめの細かい地域づくりが求められています。

また、ふるさと市町村圏基金の運用利子を活用した各種のソフト事業につきましては、これまでの取り組みや効果等を検証し、課題を踏まえ、新しいプロジェクトの編成など、関係市町村と共同で研究していく必要があります。

今後の方向

『上小地域ふるさと市町村圏計画』に掲げる目標を達成するため、地域の自主性と創意工夫を最大限に活かし、広域連合及び関係市町村は適切に機能分担し、かつ連携を図りながら、魅力的で特色ある産業の形成や定住環境の整備、コミュニティー活動の充実化など、引き続き圏域の一体的な整備促進を図っていきます。

施 策

ア 『第二次上小地域ふるさと市町村圏計画』及び今後策定を予定している『第三次上小地域ふるさと市町村圏計画』に基づき、広域連合が行うこととされた事業を計画的に実施します。

イ 関係市町村は、『第二次上小地域ふるさと市町村圏計画』及び『第三次上小地域ふるさと市町村圏計画』の方針に基づき、上小地域の特性を活かした魅力ある地域づくりに資する公共施設等の整備について、広域連合と連携し、広域的な調整を図りながら、計画的・総合的に実施します。

ウ 基金果実ソフト事業の実施に当たっては、広域連合と関係市町村がより緊密に連携し、住民ニーズの把握に努めながら、上小地域が一体となった効果的な事業の展開を図ります。

なお、当該ソフト事業の柱立てにつきましては、次のとおりとします。

- 広域的な心のふれあいサービス事業
- 広域的な観光振興事業
- 広域的な地域リーダー等人づくり事業
- その他上記に属さない広域的な地域活性化事業

エ 基金の運用に当たっては、公金管理委員会等において慎重に調査研究し、安全を最重視しながら、有利な運営に努めます。

広域連合と関係市町村は、住民や民間団体と協働し、大学等教育機関との連携を図りながら、地域資源を活用した活力ある圏域の形成を目指します。

《関係プロジェクト》の説明

●広域的な心のふれあいサービス事業

主として圏域内の住民を対象に、「人と人とのふれあい」「親と子のふれあい」「自然とのふれあい」「文化芸術とのふれあい」など、様々な《ふれあいの場》を通して、圏域の一体的発展を創造していくための事業です。

●広域的な観光振興事業

圏域内外の住民を対象に、高原をはじめとする自然や文化財、温泉などの観光資源や、スポーツ、レクリエーション、グリーンツーリズムなどの素材を活用し、当圏域の観光を広くPRし、広域的な観光需要の増進を図るための事業です。

●広域的な地域リーダー等人づくり事業

圏域内の住民を対象に、今後の社会・経済・文化活動等のシーンにおいて、リーダーとなる人材を発掘・養成するための事業です。青少年（ジュニア）リーダーをはじめ、地域おこし・街づくりに資する人材の育成や子育てを総合的に支援する人材、コミュニティビジネス等をマネジメントする人材の育成など、多様な人づくりを支援します。

●その他の広域的な地域活性化事業

上記の項目に属さない地域活性化事業の総称です。

圏域全体の振興という前提を基本に、NPOや各種の地域づくり団体・交流団体等への支援的な事業も包括しています。

ふるさと市町村圏基金果実事業一覧

プロジェクト名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
広域的な心のふれあいサービス事業	親子ふれあい教室	親子ふれあい教室	親子ふれあい教室	親子ふれあいトレッキング	親子ふれあいトレッキング	親子ふれあいトレッキング	親子ふれあいトレッキング	
				ふるさと新発見ツアー	ふるさと新発見ツアー	ふるさと新発見ツアー	ふるさと新発見ツアー	
	独身男女交流事業	独身男女交流事業	独身男女交流事業	独身男女交流事業	独身男女交流事業	独身男女交流事業		
	広域広報の発行	広域広報の発行		ふるさと情報誌の発行	ふるさと情報誌の発行	ふるさと情報誌の発行	ふるさと情報誌の発行	
広域的な観光による地域活性化事業 (広域的な観光サービス事業)	上田・小県観光物産キャラバン	上田・小県観光物産キャラバン	上田地域観光物産キャラバン	上田地域観光キャラバン (アウトドアフェスティバル2003)	上田地域観光キャラバン (アウトドアフェスティバル2004)	上田地域観光キャラバン (キャンピング&RVショー 2006)	上田地域観光キャラバン (キャンピング&RVショー 2007)	
		神宮外いちよう祭物産	物産展関係上田地域活性化事業	神宮外苑上小物産展	神宮外苑上小物産展	神宮外苑上小物産展	神宮外苑上田地域物産展	
		高速道サービスエリア上小物産フェア						
			上田地域PR事業 (ビデオ・パンフレット)	上田地域PR事業 (観光ホームページ制作・トレッキングマップ改訂)	上田地域広域観光コンテンツ制作事業 (広域観光プロモーションDVD(春・夏・冬)製作)	『広域観光ガイドブック』作成		
		上田地域トレッキングランド推進	トレッキング教室	観光トレッキングツアー	観光トレッキングツアー	観光トレッキングツアー	観光トレッキングツアー	
	マルチ体験ランド支援事業							
		上田小県映像祭の開催		上田小県映像祭の開催			上田地域ふるさと写真展	
				広域観光案内板の修繕	上田地域広域観光サイン事業 (トレッキングマップ増刷・広域観光案内板の修繕)	上田地域広域観光サイン事業 (トレッキングマップ増刷・広域観光案内板の修繕)	上田地域広域観光サイン事業 (広域観光案内板の改修)	
		上小広域行政ネットワークホームページの更新	上小広域行政ネットワークホームページ更新	上田地域広域連合ホームページ更新	上田地域広域連合Webサイト維持・更新事業 (広域連合HP更新等)	上田地域広域連合Webサイト維持・更新事業 (広域連合HP更新等)	上田地域広域連合Webサイト維持・更新事業 (広域連合HP更新等)	
		上田・小県よろず情報ネットワーク	上田・小県よろず情報ネットワーク	上田・小県よろず情報ネットワーク	上田・小県よろず情報ネットワーク			
		地域情報化セミナー						
	広域的な国際交流事業	国際交流推進事業	国際交流推進事業	国際交流推進事業	国際交流推進事業	国際交流ふれあい事業	国際交流ふれあい事業	国際交流ふれあい事業
					在住外国人向け生活ガイドブック作成事業		在住外国人生活支援事業	
広域的な地域振興事業 (広域的な地域活性化事業)	さわやかスポーツ祭	さわやかスポーツ祭	さわやかスポーツ祭	上小スポーツレクリエーション祭03	上小スポーツレクリエーション祭04	上小スポーツレクリエーション祭05	上小スポーツレクリエーション祭06	
	上小駅伝大会の開催	上小市町村対抗駅伝大会	上小市町村対抗駅伝大会	上小市町村対抗駅伝大会	上小市町村対抗駅伝大会	上小市町村対抗駅伝大会		
		環境問題啓発活動支援 (オカミサミット開催)					子ども未来21事業	
	文化活動支援事業 (星野富弘展示会)							
	ふるさと自慢大集合	ふるさと自慢大集合						
		長野国際音楽フェスタ支援	長野国際音楽フェスタ支援	長野国際音楽フェスタ inUEDA2003				
広域的な人材育成等事業	信州デザイン事業							
	マルチメディア推進事業	マルチメディア推進事業	マルチメディア推進事業	マルチメディア推進事業	マルチメディア推進事業	マルチメディア推進事業	マルチメディア推進事業	
	先進地視察研修(係長)	先進地視察研修(課長)		先進地視察研修(係長)	先進地視察研修(課長)			

3

広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

平成8年に上信越自動車道が開通し、平成9年には北陸新幹線が開業するなど、本県と首都圏とを結ぶ高速交通基盤が確立されたことにもない、当地域の生活・流通等の関連道路につきましても、景観や周辺環境などに配慮した、より利便性の高い整備が求められることとなりました。

これらの概要につきましては、ほぼ同時期にスタートした『上小地方拠点都市地域基本計画』において「上小30分（サンマル）交通圏」構想としてまとめられ、当広域圏内の各地域から最寄りの高速道インターチェンジや、新幹線上田駅までのアクセス道路等の整備が進められてきました。

また、北関東圏と中部圏とを結ぶ上信自動車道、上小・諏訪地域間、松本・佐久地域高規格道路などの整備促進につきましては、関係市町村と連携して国・県への提言活動を行ってきたところです。

現状と課題

上田市街地及びその周辺地域は、各種道路等の整備が図られつつあるものの、いまだ交通渋滞地域であり、経済活動をはじめ、通勤・通学など、住民生活の支障となっています。上田18号バイパスや国道143号線の改良をはじめ、上田大橋などの架橋工事等、部分的には大規模な整備が行われてきましたが、慢性的な交通混雑区間の解消に向けて、引き続き整備を進めていく必要があります。

また、関係市町村の中心部から、最寄りのインターチェンジや当地域の拠点ともいえる上田駅及び当該周辺の主要な公共施設等へ、概ね30分でのアクセスの実現をめざす「※上田地域30分（サンマル）交通圏」確立のための整備を推進し、さらには、松本、佐久をはじめとする地域外との交流を促進するための道路整備を図っていく必要があります。

今後の方向

当地域では、慢性的交通混雑区間の解消に向けた道路整備をはじめ、救急搬送・防災対策等消防業務の円滑な運営遂行を図るため、通過交通の分散化による渋滞の緩和を進める必要があります。

また、当地域内の交流活動や、各地域に点在する観光資源の活用を促進するとともに、隣接する主要な地域間の経済・産業等流通の発展に資するため、広域連合は、国・県及び関係市町村間の調整を図りながら「広域幹線道路網構想・計画」の見直し、又は改定を行います。

なお、各種の道路等整備に際しましては、少子高齢社会に対応した安全安心という視点についても配慮し、計画を進めることとします。

上信自動車道、上小・諏訪地域間高規格道路、松本・佐久地域高規格道路等の幹線整備につきましては、計画の実現にむけて、関係市町村と連携して活動の展開を図っていきます。

施 策

ア 広域連合は、関係市町村と連携協力し、国・県との連絡調整を図りながら、広域的な観点から、当地域の望ましい道路整備のあり方をまとめた「幹線道路網構想・計画」を必要に応じて改定し、国・県道の整備促進を図るための働きかけを行います。

また、市町村道につきましては、関係市町村と協力しながら計画的な整備を推進します。

なお、これらの道路整備に際しましては、景観や周辺環境、少子高齢化等への配慮を併せて行うものとしします。

イ アの実現を図るため、

(ア) 地域外との交流を促進する道路の整備促進を行います。(別冊・表1)

(イ) 上田地域30分(サンマル)交通圏の確立のための道路の整備促進を行います。(地域の交通渋滞の緩和を図る道路、救急搬送・防災対策業務に資する道路、上田駅及び当該周辺主要公共施設等へのアクセス向上に資する道路)(別冊・表2)

(ウ) 広域観光に資する道路の整備促進を行います。(別冊・表3)

(注)

※「上田地域30分(サンマル)交通圏」

「上小30分(サンマル)交通圏」のコンセプトを継承し、関係市町村の中心部から最寄りのインターチェンジまでの概ね30分での接続に加え、上田駅及び当該周辺主要公共施設等へも同等の時間内でアクセスするための、総合的交通体系構想。

4 関係市町村の土地利用計画の調整に関すること

経緯

土地利用につきましては、各市町村の土地利用計画に基づき進められていますが、市街地の中心部では、経済活動圏の郊外への移転や人口減少による空洞化が進む一方、当該市街地の周辺部では宅地化が進み、町並みや景観が急速に変化しています。また、山間地・中山間地においては、人口減少に加え、農業従事者の減少・高齢化などに伴い、農地等の荒廃が加速している現状が見られます。

そこで、広域連合は、自然や社会的環境と調和した土地利用の促進を図るため、関係市町村との連携を保ちながら、秩序ある土地利用を進めることとし、本事業の位置付けを行ってきました。

なお、関係する市町村では、市町村合併による国土利用計画、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画などの見直し等も含め、各種計画の策定事務を進めています。

現状と課題

高速交通網・情報通信網等の整備、発達により、住民の生活圏、経済活動圏は一段と広がり、市町村の枠を越えた交流や活動が日常的に行われています。土地利用計画等の策定に関しましては、現在までのところ、広域的な調整を求められた例はありませんが、市町村合併に伴う施策の見直しや、中心市街地の振興対策など、新たな課題が生じていますので、関係市町村は、今後の土地利用計画等に反映し、対応していく必要があります。

今後の方向

当地域の均衡ある発展を図るためには、関係市町村の土地利用計画等を尊重し、広域連合において広域的調整を図りながら、各種の基盤整備を進めていくことが肝要です。

当該計画は、各市町村が政策を展開していく上で根幹となる指標でありますので、当面は、関係市町村の境界周辺における都市計画用途地域やほ場整備等の計画について市町村間の連絡調整を行い、一体的な地域づくりについて配慮していきます。

施策

- ア 広域連合は、関係市町村が土地利用計画等を策定又は変更する際には、必要に応じて、関係市町村間の広域的調整を図ります。
- イ 関係市町村は、土地利用計画等を策定又は変更する際には、必要に応じて、広域連合とともに関係市町村との調整を図った上、当該計画等の策定又は変更を行います。

「広域計画」関係市町村土地利用計画一覧表

計画策定状況		上田市	東御市	長和町	青木村	坂城町
◇都市計画	・区域指定の有無 ・指定年月 ・変更予定の有無(年月)	・有 ・H2.11 ※丸子町 H14.10 ・有(H22ころ)	・有 ・S49.9 ・H20.9	・無 ・— ・—	・無 ・— ・—	・有 ・S47.3 ・無
◇街路計画	・計画の有無 ・指定年月 ・変更予定の有無(年月)	・有 ・H15.3 ※丸子町 S58.3 ・有(H22ころ)	・有 ・S53.1 ・H22ころ	・無 ・— ・—	・無 ・— ・—	・有 ・S52.2 ・無
◇用途地域	・用途地域指定の有無 ・指定年月 ・変更予定の有無(年月) ・指定予定の有無(年月)	・有 ・H9.7 ※丸子町 H14.5 ・有(H19) ・—	・有 ・S53.1 ・無 ・—	・無 ・— ・— ・—	・無 ・— ・— ・—	・有 ・S52.2 ・無 ・—
◇都市計画マスタープラン	・策定の有無 ・策定年月 ・変更予定の有無(年月) ・策定予定の有無(年月)	・有 ・H11.12 ※丸子町 H12.3 ・— ・有(H20)	・有 ・H13.3 ・H20.6 ・—	・無 ・— ・— ・—	・無 ・— ・— ・—	・無 ・— ・— ・—
◇みどりの基本計画	・策定の有無 ・策定年月 ・変更予定の有無(年月) ・策定予定の有無(年月)	・有 ・H12.2 ※丸子町 H12.3 ・— ・有(H20ころ)	・有 ・H14.3 ・H21 ・—	・無 ・— ・— ・—	・無 ・— ・— ・—	・無 ・— ・— ・—
◇農業振興地域	・指定の有無 ・指定年月 ・変更予定の有無(年月)	・有 ・S47.9 ※丸子町 S47.3 ※真田町 S46.4 ※武石村 S46.9 ・無	・有 ・※東部町 S46.9 ※北御牧村 S45.3 ・H20.4予定	・有 ・※長門町 S47.3 ※和田村 S46.9 ・有(未定)	・有 ・S46.2 (H10変更) ・無	・有 ・S48.6 ・無
◇国土利用計画	・策定の有無 ・策定年月 ・変更予定の有無(年月) ・策定予定の有無(年月)	・有 ・H8.3 ※丸子町 H10.3 ・— ・有(H19.9)	・有 ・H18.3 ・—	・有 ・※長門町 H3.3 ・無 ・—	・無 ・— ・— ・有(未定)	・有 ・H13.3 ・無 ・—
◇その他の土地利用計画	・計画の有無 ・計画の名称 ・策定年月	・無 ・— ・—	・無 ・— ・—	・無 ・— ・—	・無 ・— ・—	・有 ・特別工業地区 ・S59.3
◇市町村境界付近 ほ場整備	・計画の有無	・無	・無	・無	・無	・無
◇市町村基本構想	・基本構想策定期間	・H20.4~28.3	・H16.4~26.3	・H19.4~28.3	・H14.4~24.3	・H13.4~23.3

注：市町村合併が行われた自治体によっては、合併前の状況についても併せて記載しています。

5

広域的な観光振興に関すること

経 緯

上田地域の観光スポットを、各市町村単位の「点」としてではなく、広域的な「面」として捉え、観光客の圏域内への回遊化を図るとともに、首都圏における観光キャラバン事業をはじめ、地域が一体となった各種の振興事業を推進してきました。

なお、この事務事業につきましては、前期計画から独立した項目として掲げ、取り組みを強化しています。

現状と課題

国内需要に関しましては、少子化や団体旅行の衰退、観光ニーズの多様化などにより、観光地利用者の分散化や観光消費額等の減少傾向が続いています。昨今の経済事情等の影響もあり、より手軽な観光が好まれる傾向が強くなっています。

当地域におきましても、高速自動車道・新幹線などの高速交通基盤の整備により、首都圏からの日帰り可能な、いわゆる通過型観光エリアとなり、宿泊等滞在による波及効果が得られていない現状が見られます。

また、同種の振興事業を、各市町村、観光協会、旅館組合等の団体がそれぞれ独自に実施しており、横の連携が図られていません。魅力ある観光地づくりを行うためにも、市町村と広域連合、更には民間と行政とがそれぞれの役割を明確にし、地域が一体となった取り組みを進めていく必要があります。

今後の方向

広域連合は、広域的観光のPR事業を中心に、実効性の高い施策の推進を図ります。また、当地域の特色を観光ポイント、名物、体験プログラムなどの切り口から吟味し、関係市町村や民間団体、企業などと協働し、観光客の回遊化に向けた施策を検討するとともに、類似事業の効率的な運営実施について検討を進めます。

さらに、目玉となり得る滞在型事業の立ち上げについて、広域連合は関係市町村と共同して、研究を行うものとします。

施 策

- ア 市町村の枠を越え、地域内の豊かな観光資源の掘り起こしや再発見を行い、ツアー等を企画して地域内外の住民の認識度を高めるとともに、滞在型観光のモデルルートなどの情報発信を行います。
- イ 上田地域観光協議会と連携し、首都圏を中心とした観光イベントに加え、各種メディア等の情報媒

体を活用し、効果的な観光キャンペーンを推進します。

- ウ 関係市町村をはじめ、観光関連の民間団体、企業などとも連携・協働し、地域が一体となった観光振興について、計画や戦略を研究します。

● 観光地利用者延数

(単位：百人)

● 観光消費額

(単位：千円)

市町村名	観光地名	H15	H16	H17	H18	H17対比(%)
上田市	信濃国分寺	1,551	1,719	1,706	1,658	97.2
	上田城跡	5,015	4,958	6,091	7,395	121.4
	信州の鎌倉・塩田平	4,749	4,154	4,336	4,161	96.0
	別所温泉	9,881	8,872	9,154	8,761	95.7
	丸子温泉郷	5,102	4,835	4,697	4,188	89.2
	信州国際音楽村	544	510	431	462	107.2
	菅平高原	11,552	11,019	10,835	10,861	100.2
	角間温泉	305	292	288	285	99.0
東御市	美ヶ原高原(旧武石村)	4,322	3,634	3,544	3,115	87.9
	芸術むら公園	1,035	1,035	1,012	1,039	102.7
	湯の丸高原	6,753	6,628	6,421	6,051	94.2
長和町	海野宿	2,301	2,354	2,343	2,370	101.2
	北白樺高原	3,028	2,836	2,849	2,779	97.5
	美ヶ原高原(旧和田村)	4,476	5,013	4,973	3,931	79.0
青木村	田沢温泉	428	374	374	327	87.4
	沓掛温泉	99	83	100	87	87.0
坂城町	アユの里	87	86	88	85	96.6
合計		61,345	58,523	59,364	57,667	97.1

市町村名	観光地名	H15	H16	H17	H18	H17対比(%)
上田市	信濃国分寺	77,550	85,950	85,300	82,900	97.2
	上田城跡	250,750	247,900	304,550	369,750	121.4
	信州の鎌倉・塩田平	284,940	249,240	260,160	249,660	96.0
	別所温泉	3,084,290	2,776,660	2,857,450	2,740,180	95.9
	丸子温泉郷	3,071,240	2,886,160	2,827,800	2,453,160	86.8
	信州国際音楽村	22,924	20,419	18,644	19,705	105.7
	菅平高原	4,848,850	4,644,600	4,572,700	4,596,800	100.5
	角間温泉	132,650	129,550	127,600	125,350	98.2
東御市	美ヶ原高原(旧武石村)	2,575,260	1,970,163	2,138,650	1,742,306	81.5
	芸術むら公園	185,566	169,250	176,553	163,353	92.5
	湯の丸高原	1,285,650	1,003,560	971,590	888,690	91.5
長和町	海野宿	96,020	97,950	89,015	94,350	106.0
	北白樺高原	1,606,300	1,502,600	1,492,060	1,423,240	95.4
	美ヶ原高原(旧和田村)	1,237,250	1,365,720	1,352,500	673,670	49.8
青木村	田沢温泉	248,250	213,400	214,500	185,400	86.4
	沓掛温泉	57,750	48,850	59,200	51,900	87.7
坂城町	アユの里	30,900	29,500	30,400	29,200	96.1
合計		19,140,040	17,485,572	17,628,922	15,936,114	90.4

● 県内県外別 利用者延数

(単位：百人)

● 日帰り・宿泊別 利用者数

(単位：百人)

市町村名	観光地名	H15	H16	H17	H18	H17対比(%)	
上田市	信濃国分寺	県内	962	1,093	1,079	1,024	94.9
		県外	589	626	627	634	101.1
	上田城跡	県内	2,773	2,749	3,507	4,328	123.4
		県外	2,242	2,209	2,584	3,067	118.7
	信州の鎌倉・塩田平	県内	2,688	1,738	1,806	1,738	96.2
		県外	2,767	2,416	2,530	2,423	95.8
	別所温泉	県内	4,261	3,858	3,977	3,782	95.1
		県外	5,620	5,014	5,177	4,979	96.2
	丸子温泉郷	県内	1,952	1,880	1,828	1,610	88.1
		県外	3,150	2,955	2,869	2,578	89.9
	信州国際音楽村	県内	534	448	387	433	111.9
		県外	10	62	44	29	65.9
菅平高原	県内	3,396	3,136	3,005	2,939	97.8	
	県外	8,156	7,883	7,830	7,922	101.2	
角間温泉	県内	106	100	105	103	98.1	
	県外	199	192	183	182	99.5	
美ヶ原高原(旧武石村)	県内	1,594	1,343	1,104	2,092	189.5	
	県外	2,728	2,291	2,440	1,023	41.9	
東御市	芸術むら公園	県内	732	770	704	708	100.6
		県外	303	265	308	331	107.5
	湯の丸高原	県内	2,760	3,026	2,860	2,590	90.6
海野宿	県内	360	389	388	399	102.8	
	県外	1,941	1,965	1,955	1,971	100.8	
長和町	北白樺高原	県内	556	511	554	547	98.7
		県外	2,472	2,325	2,295	2,232	97.3
	美ヶ原高原(旧和田村)	県内	3	6	18	4	22.2
		県外	114	115	104	108	103.8
青木村	田沢温泉	県内	3,681	847	829	1,135	136.9
	沓掛温泉	県内	795	4,166	4,144	2,796	67.5
坂城町	アユの里	県内	170	149	150	129	86.0
		県外	258	225	224	198	88.4
坂城町	アユの里	県内	39	33	41	36	87.8
		県外	60	50	59	51	86.4
坂城町	アユの里	県内	23	24	24	25	104.2
		県外	64	62	64	60	93.8
合計		県内	26,590	22,100	22,366	23,622	105.6
		県外	35,461	36,423	36,998	34,045	92.0

市町村名	観光地名	H15	H16	H17	H18	H17対比(%)	
上田市	信濃国分寺	日帰り	1,551	1,719	1,706	1,658	97.2
		延宿泊客	0	0	0	0	—
上田市	上田城跡	日帰り	5,015	4,958	6,091	7,395	121.4
		延宿泊客	0	0	0	0	—
上田市	信州の鎌倉・塩田平	日帰り	4,749	4,154	4,336	4,161	96.0
		延宿泊客	0	0	0	0	—
上田市	別所温泉	日帰り	6,030	5,402	5,587	5,337	95.5
		延宿泊客	3,851	3,470	3,567	3,424	96.0
上田市	丸子温泉郷	日帰り	873	872	785	697	88.8
		延宿泊客	4,229	3,963	3,912	3,491	89.2
上田市	信州国際音楽村	日帰り	513	478	410	432	105.4
		延宿泊客	31	32	21	30	142.9
上田市	菅平高原	日帰り	2,916	2,763	2,741	2,709	98.8
		延宿泊客	8,836	8,256	8,094	8,152	100.7
上田市	角間温泉	日帰り	74	64	63	66	104.8
		延宿泊客	231	228	225	219	97.3
上田市	美ヶ原高原(旧武石村)	日帰り	2,642	2,326	1,861	2,092	112.4
		延宿泊客	1,680	1,308	1,683	1,023	60.8
東御市	芸術むら公園	日帰り	885	907	873	916	104.9
		延宿泊客	150	128	139	123	88.5
	湯の丸高原	日帰り	5,984	5,943	5,719	5,347	93.5
東御市	海野宿	延宿泊客	769	685	702	704	100.3
		日帰り	2,301	2,354	2,343	2,370	101.2
東御市	北白樺高原	延宿泊客	0	0	0	0	—
		日帰り	1,877	1,799	1,835	1,818	99.1
長和町	中山道笠取峠	延宿泊客	1,151	1,037	1,014	961	94.8
		日帰り	4	8	14	14	100.0
	美ヶ原高原(旧和田村)	延宿泊客	113	113	108	98	90.7
		日帰り	4,188	4,739	4,707	3,721	79.1
青木村	田沢温泉	延宿泊客	288	274	266	210	78.9
		日帰り	70	74	70	69	98.6
青木村	沓掛温泉	延宿泊客	358	300	304	258	84.9
		日帰り	15	11	12	9	75.0
坂城町	アユの里	延宿泊客	84	72	88	78	88.6
		日帰り	87	86	88	85	96.6
坂城町	アユの里	延宿泊客	0	0	0	0	—
		日帰り	39,774	38,657	39,241	38,896	99.1
合計		延宿泊客	21,771	19,866	20,123	18,771	93.3
		日帰り	39,774	38,657	39,241	38,896	99.1

(資料：平成18年長野県観光地利用者統計調査)

6 調査研究事業に関すること

経緯

住民福祉の向上と個性ある地域づくりを推進するため、関係市町村が抱える共通の課題や問題に対して、共同して調査研究を進め、その善後策、解決策を講じることを目的に、本事務事業の位置付けを行ってきました。

現状と課題

広域的に対処すべき課題に即し、関係市町村の担当職員等で構成される各種の研究委員会等を立ち上げ、調査研究を進めてきましたが、合併により構成市町数が減少し、一方では人口や面積などの比率格差が増大するなど、関係市町村を取り巻く状況の変化等により、考え方や認識に差異が生じたり、利害が異なるテーマも多くなり、一元的な対応が難しいケースが目立ってきています。

今後の方向

広域連合は「共通する課題に対して連携して取り組み、地域全体の幸せを考えた効率的で質の高い住民サービスの提供」を設置の目的に掲げ、各種の施策を推進していますが、当該課題の解決に向けた調査研究事業につきましても、今後とも必要な取り組みのひとつであると考えています。

地域全体の共通課題に目標を絞り、専門家も交えたなかで実効性が見込まれる項目について研究を行い、具体的な提言を行うこととします。

施策

ア 規約に定められた以下の事項について、調査研究を行います。

(ア) 広域的な保健福祉の推進

高齢化の進展により介護保険給付の増大が予想される中、保険者である市町村は財政基盤の安定を図るとともに、介護予防、相談支援、権利擁護などの諸課題に対応することが求められています。

これらの課題に対して、広域的に考えることで、効果的に対応できる方策があるか、調査、研究を進めていきます。

(イ) 広域的なごみ処理の推進

構成市町村で、ごみの減量化やリサイクル化に取り組む中、より効率的な推進を図るため、広域圏域内でリサイクルプラザと一体化した統合ごみ処理施設を建設し、併せて、ごみ分別方法の

統一なども検討しながら、広域的なごみ処理を推進します。

- イ この他、緊急性の高いテーマや、地域全体で考えていく必要がある重要なテーマにつきましては、必要に応じて、随時調査研究を行うものとします。

7 消防に関すること

経 緯

昭和23年消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足しました。

上田地域においては、消防体制の充実を図るため、昭和47年上小地域広域行政事務組合に1消防本部、3消防署（上田・丸子・東部）、7分署（川辺・東北・塩田・真田・長門・武石・川西）、1分遣所（和田）の体制で、消防の広域常備化を図りました。

昭和56年に川辺・塩田分署を統合し上田南部消防署とし、平成2年には真田分署を真田消防署に、平成7年には長門・武石分署、和田分遣所を統合し依田窪南部消防署に、平成8年には東北分署及び川西分署を上田東北消防署及び川西消防署に格上げして体制の充実を図り、現在の1消防本部8消防署の体制となりました。

また、平成10年4月、県からの権限委譲を受けることのできる上田地域広域連合へと移行しました。

現状と課題

上田地域広域連合消防本部は、現在消防ポンプ車7台、水槽付消防ポンプ車8台、水槽車2台、化学車1台、梯子車2台、救助工作車2台、高規格救急車11台、救急車1台などを配備し、職員は、市町村からの派遣職員で構成されています。

近年、大型店の出店やホテル・マンション等の大規模高層建物が建設され、都市構造や生活環境の急激な変化により、管内で発生する災害も複雑多様化し、加えて自然災害の多発など、災害の大規模化が懸念されます。

それに対処するためには、機械的な消防力としての消防施設等の整備充実のほか、災害を未然に防ぎ、犠牲者を出さない予防体制を充実し、災害の発生時に迅速に対応する消防、救急及び救助体制等の整備充実を図る必要があります。

消防施設等については、国の三位一体改革など行財政改革による厳しい地方財政の中で、消防力の整備計画の見直しが必要になっています。

予防体制については、災害形態の変化による法令の改正及び複雑化する火災等の原因に対処するため、職員の知識技術の習得のほか、火災原因の上位である放火防止対策として「放火されない環境づくり」等の運動を推進するとともに、火災による逃げ遅れなどによる死傷者が増加していることから、住宅防火対策を積極的に推進する必要があります。

救急体制については、急速な少子高齢化社会を迎え、救急需要は増加の一途をたどっており、出動体制の強化を図るとともに、住民ニーズは、より高度な救急救命処置を求めており、救急救命士の育成とともに、救急隊員の、より高度な専門的知識・技術の習得に努め、更には医療機関・救急専門医との連携を一層強化し、救急医療関係者の積極的な協力のもとにメディカルコントロール体制を構築する必要があります。

救助体制については、近年異常気象による自然災害が多発し、その被害は、大規模多重化、かつ広範囲にわたり、多くの犠牲者が発生しており、国においては緊急消防援助隊の派遣体制を充実させるなど、広域消防としても救助体制の充実強化が必要になっています。

そのほか、電波法の改正により、消防救急無線を平成28年5月までにデジタル化する必要があり、整備には高額な経費がかかることから、全県的な整備方針の検討が必要になっています。

また、消防組織体制については、平成18年の消防組織法の改正に基づき、消防本部の広域化を推進するため、国では、「消防の広域化に関する基本指針」を示し、県では、「消防広域化推進計画」を策定しました。その動向を把握し、現在、人事管理、財政運営面で構成市町村ごとに管理運営されている広域消防本部の一本化を実施し、広域化についても早急に検討し、進める必要があります。

今後の方向

消防を取り巻く環境は、常備消防の広域再編、消防救急無線のデジタル化を始め、予防関係法令の改正、緊急消防援助隊派遣体制の充実など、市町村合併や地方分権の推進などと同様に、根幹に関わる大きな見直しの時期にきています。

これら変化する社会情勢及び国の動向等を的確に把握し、関係市町村と協力して、より効果的な対応を図るため、一層の消防本部機能の充実と職員体制の強化を図り、広域消防体制の整備充実を図ります。

消防業務は、社会環境の変化により複雑多様化、かつ大規模化する災害に対処する消防出動体制の整備と、適切かつ効果的な消防装備の整備や機動力の向上と、災害現場に即応できる職員の教育訓練の充実に一層努力していきます。また、消防業務の中で重要な役割を果たす関係市町村の消防団や自主防災組織との連携を密にしていきます。

予防業務は、住民の防災に対する意識が高まる中で比重も重くなりつつあります。また、火災による犠牲者も多くなっていることから、日常的な防火安全対策としての住宅防火対策と大規模災害時を想定する防災対策が必要であり、その体制整備のため関係市町村と協力して安全なまちづくりを推進していきます。

救急業務は、年々高まる住民ニーズに応えるため、医療機関との連携を含めた出動搬送体制の充実と、研修機関への派遣による職員の再教育、及び医学的見地からの救急活動の事後検証を行い、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上に努めます。また、住民等への応急手当の普及啓発をより一層推進し、救命率の向上に努めます。

救助業務は、緊急消防援助隊の派遣要請及び増加する救助要請に対応する出動体制の整備充実を図るとともに、あらゆる救助事象に対処できるよう隊員の知識・救助技術の習得に努めます。

施 策

ア 住宅防火対策の推進

住宅防火対策の推進と、住民への広報啓発活動の充実により、火災予防体制の充実を図ります。

イ 救急業務の高度化の推進

救急隊員のより高度な知識・技術の習得に努めるとともに、救急救命士を計画的に養成し、更なる救急業務の高度化を推進するため、救急隊員の行う救急処置等について、医学的な観点から検証などを行うメディカルコントロール体制の構築に努めます。

ウ 消防施設整備の充実

近年複雑多様化する各種災害や阪神淡路大震災のような大規模災害に対応し、効果的な消防活動を確保するため、消防車両等の計画的な更新をはじめ、消防資機材の充実強化を図ります。

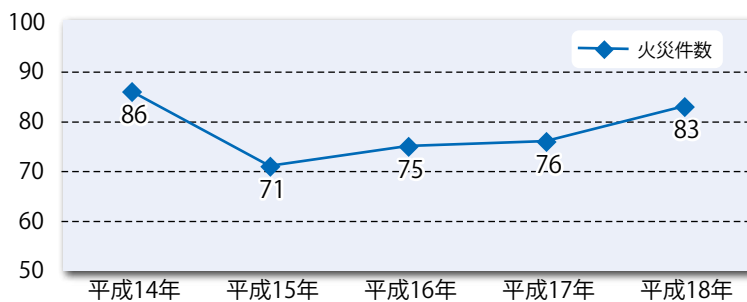
エ 救助業務の充実強化

広域救助隊の組織等の整備と救助隊員の知識・技術の向上を図り、救助体制の充実強化を図ります。

オ 消防の広域化

今日の消防・救急及び予防業務等に対する住民ニーズの高まりや、複雑多様化する災害に十分に対応していくためには、消防本部の充実強化が必要であり、消防本部体制の一本化を図るとともに、広域再編について構成市町村及び関係消防本部と協議を進めます。

火災発生件数



	火災発生件数
平成14年	86
平成15年	71
平成16年	75
平成17年	76
平成18年	83

救急出場件数



	救急出場件数
平成14年	6,788
平成15年	7,131
平成16年	7,595
平成17年	7,719
平成18年	7,826

火災・救急状況資料（出火原因・事故種別）

◎過去5年間の出火原因順位（上位3位まで）

区分	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
第1位	こんろ	11件	こんろ遊び	6件6件	たき火	12件	たき火	12件	たき火	11件
第2位	たばこ	9件	たばこ放火の疑い	5件5件	たばこ	8件8件	放火の疑い	7件	放火の疑い	10件
第3位	たき放	7件7件	たき火	4件	放火	7件	ストーブ	6件	たばこ	5件

◎過去5年間の事故種別出場件数

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
急病	3,662	3,839	4,052	4,310	4,380
交通	909	913	942	845	804
一般負傷	869	991	978	1,041	1,058
転院搬送	977	1,018	1,162	1,155	1,160
その他	371	370	461	368	424
合計	6,788	7,131	7,595	7,719	7,826

注：その他の主な内訳 運動競技・自損行為・労働災害

● 消防車両配備及び救急救命士の状況

(H19.4.1現在)

(単位:台) (単位:人)

車種別 部署別	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防自動車	水槽車	救助工作車	救急自動車	指令車・広報車	指導・査察車	トライアル等バイク	その他の車両	計	救急救命士人数
	消防本部								2	2		3	
上田中央消防署	1	1	1	1		1	2	1		1		9	10
上田南部消防署	1	1	1				1	1		1		6	4
上田東北消防署	1	1					2	1			1	6	4
川西消防署	1	1					1	1		1		5	3
丸子消防署	1	1				1	1	1	1	2	1	9	9
真田消防署		1					1	2		2	2	8	6
東御消防署	1	1			1		2	1	1	1	2	10	7
依田窪南部消防署	1	1			1		2	1	1	1	2	10	5
合計	7	8	2	1	2	2	12	11	5	9	11	70	50

● 県からの委任業務

業務名	年度				
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
火薬類取締法及び火薬類取締法施行令に基づく事項	92件	82件	65件	72件	71件
	176,100円	198,400円	163,300円	178,000円	152,800円
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく事項	43件	27件	36件	21件	17件

注：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく業務については、平成11年度から実施。
件数は、申請件数。金額は、申請に伴う手数料。

8

上田勤労者福祉センターの設置、管理及び
運営に関すること

経 緯

勤労者福祉センターは、勤労者及び地域住民の福祉に寄与し、教養文化の向上と勤労意欲の増進を図るため、昭和49年に開館し、現在に至っています。

現状と課題

当センターは、勤労者及び文化団体等の余暇活動や企業などの研修の場として、現在も幅広く利用されています。

開館後30年以上が経過するなかで、建物本体をはじめ諸設備の老朽化が進んでおり、必要な修繕や改修工事を計画的に実施しながら、適正な維持管理に努めています。昨今の経済情勢の低迷やニーズの変化などから、利用者数は年々減少する傾向にありますが、今後も、施設設置の目的を果たすため、各種の整備を計画的に進めていく必要があります。

なお、平成18年4月からは、施設建設の経緯や労政事業としての役割、使命などを考慮し、上田市を指定管理者として指定し、管理・運営業務を行っています。法的な規制等の問題もありますが、当センターの利用の現状を勘案し、将来的には上田市への移管を含め、より明瞭な管理・運営体制の整備に関する検討が必要です。

また、従前からの懸案であります駐車場の確保につきましては、用地の所有者であります上田市と協力しながら、当該スペースの拡大を図るための検討を続けていく必要があります。

今後の方向

勤労者や文化団体等利用者のニーズに応え、文化・教養活動等の一層の振興を図るため、広域連合は、勤労者団体とともに、同センターの運営に関する調査研究を進めます。

また、新たな利用者拡大に向けて随時情報の提供等を行い、利用率の向上を図ります。

施 策

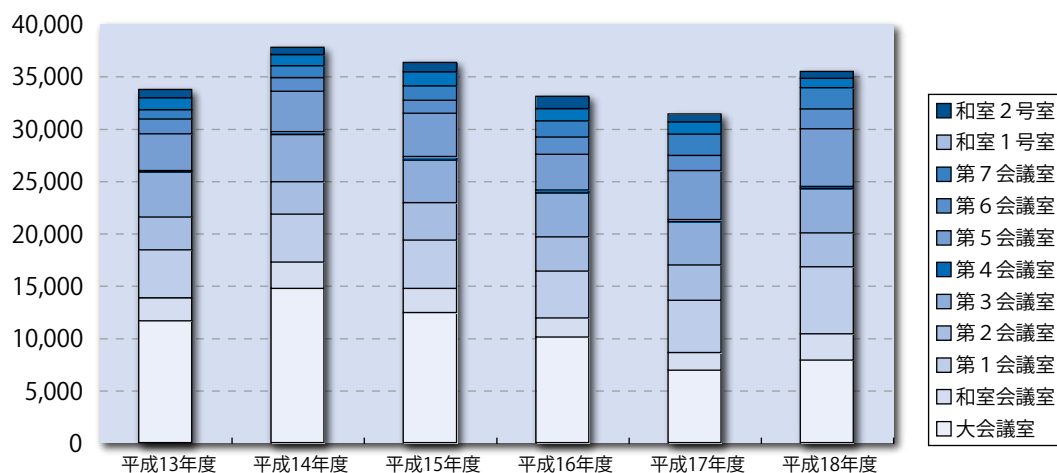
- ア 利便性を維持し、老朽化等に対応した管理（必要に応じた修繕と改修工事）を行います。
- イ 関係諸団体をはじめ、新たな利用者の拡大を図ります。
- ウ 利用者の便宜に配慮し、駐車場の確保について検討します。

● 上田勤労者福祉センター利用状況

(単位：人)

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	利用者数	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	
大会議室	11,634	14,746	126.7	12,435	84.3	10,097	81.2	6,906	68.4	7,872	114.0	
和室会議室	2,193	2,501	114.0	2,298	91.9	1,810	78.8	1,687	93.2	2,521	149.4	
第1会議室	4,588	4,575	99.7	4,623	101.0	4,488	97.1	4,989	111.2	6,411	128.5	
第2会議室	3,118	3,092	99.2	3,581	115.8	3,263	91.1	3,378	103.5	3,241	95.9	
第3会議室	4,305	4,508	104.7	4,067	90.2	4,186	102.9	4,154	99.2	4,229	101.8	
第4会議室	150	293	195.3	343	117.1	290	84.5	185	63.8	205	110.8	
第5会議室	3,523	3,838	108.9	4,106	107.0	3,419	83.3	4,692	137.2	5,517	117.6	
第6会議室	1,389	1,306	94.0	1,256	96.2	1,623	129.2	1,453	89.5	1,872	128.8	
第7会議室	924	1,161	125.6	1,361	117.2	1,566	115.1	2,031	129.7	2,052	101.0	
和室1号室	1,124	1,048	93.2	1,356	129.4	1,179	86.9	1,163	98.6	892	76.7	
和室2号室	787	706	89.7	878	124.4	1,172	133.5	756	64.5	635	84.0	
合計	33,735	37,774	112.0	36,304	96.1	33,093	91.2	31,394	94.9	35,447	112.9	

注：数値は延べ人数



9 上田創造館の設置、管理及び運営に関すること

経 緯

上田創造館は、当地域住民の文化創造、コミュニケーション活動の中核施設として位置付けられ、芸術、文化、教育、スポーツ、レクリエーション等複合的な機能を兼ね備えた、「地域に開かれた広場」（リージョンプラザ）として、昭和61年に開館し、現在に至っています。

現状と課題

当館は、文化センターをはじめ、研修センター、体育館、美術館、民族資料館、プラネタリウム、天体観測室、パソコン教室など、多様なニーズに対応する施設と設備を備え、各種の社会教育関係団体や文化団体等に幅広く利用されています。また、小中学校における科学学習を補完する施設として、教育的な活用がなされています。

平成18年4月からは、事業運営に関する長年のノウハウや、学校利用への対応、施設管理などの総合的な能力を評価し、財団法人上田市地域振興事業団を指定管理者として指定し、管理・運営を行っています。

経済情勢やニーズの変化、近隣地域の文化等関連施設の充実化などにより、利用者数は減少傾向にありますが、当館設置の本来の目的を果たすためにも、引き続き利用の促進を図る必要があります。

なお、中学生の利用につきましては、学校カリキュラムとの調整や時間的な制約などもあり、現実的には促進が難しい現状がありますので、利用の拡大という観点から、未就学児童を対象とした新規事業の検討を行う必要があります。

また、駐車場対策につきましては、大規模イベント等実施の際には、臨時駐車スペースの確保やバスなど代替交通の配備をしていますが、引き続き対応について検討をしていく必要があります。

今後の方向

地域の文化振興や情報化に対応する中核施設として、また、近未来社会の担い手である若い世代を対象とした科学振興事業の拠点施設として、広域的活用の更なる促進を図ります。

また、地域住民が安心して交流やコミュニティー活動に専心できるよう、利用者の利便や安全に配慮した管理運営に努めます。

施 策

ア 小中学生等を中心とした利用促進

(ア) 学校と連携し、校外における児童の知識修得・体験施設として、プログラムや設備の充実に努

めます。また、未就学児童を対象としたメニューについても研究し、利用の拡大を図ります。

(イ) 地域と連携し、育成会活動などにおける利用の促進について、情報の提供やPR活動を行います。

イ 地域住民の利用促進

(ア) 各公民館と連携し、利用の促進について検討します。

(イ) 生涯学習や文化活動の拠点施設として、利用拡大に向けた研究を進めます。

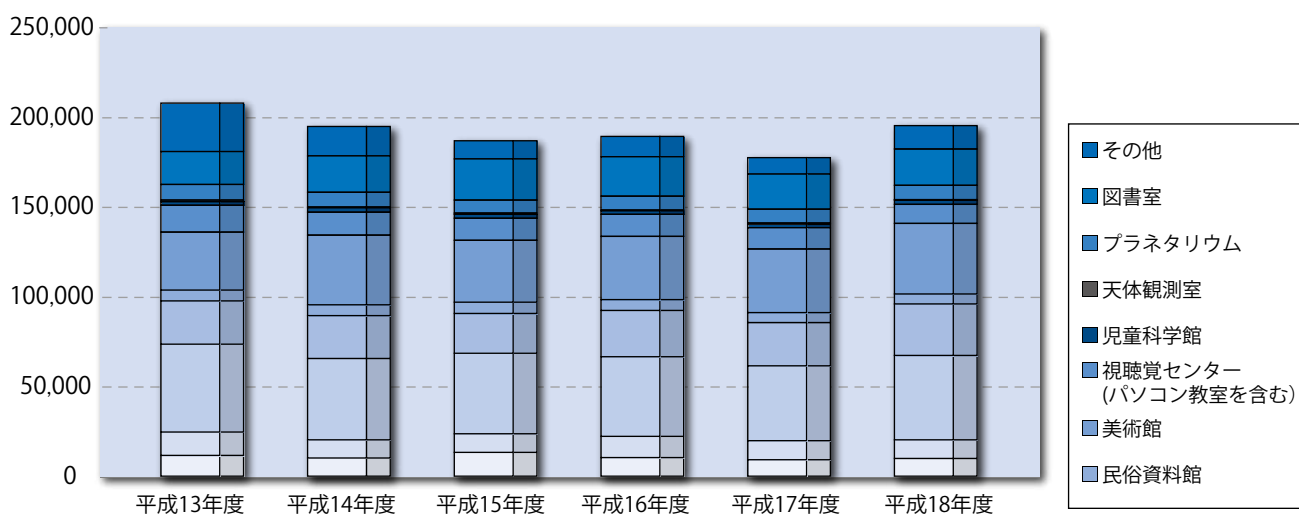
ウ 適正な施設の管理・運営に努めるとともに、利用者の安全を図るため、必要な修繕、改修工事を計画的に実施します。

上田創造館利用状況

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		
	利用者数	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	利用者数	前年比(%)	
会議室(管理センター)	11,445	10,155	88.7	13,180	129.8	10,264	77.9	9,098	88.6	9,098	100.0	
研修室	13,042	9,950	76.3	10,258	103.1	11,783	114.9	10,493	89.1	10,444	99.5	
文化センター	48,905	45,331	92.7	44,871	99.0	44,322	98.8	41,890	94.5	46,934	112.0	
体育館	24,099	23,813	98.8	22,279	93.6	25,789	115.8	23,962	92.9	28,705	119.8	
民俗資料館	5,982	6,113	102.2	6,125	100.2	6,086	99.4	5,471	89.9	5,510	100.7	
美術館	32,271	38,750	120.1	34,477	89.0	35,187	102.1	35,638	101.3	39,178	109.9	
視聴覚センター	15,029	12,881	85.7	12,428	96.5	12,240	98.5	11,802	96.4	10,791	91.4	
児童科学館	2,017	2,247	111.4	2,174	96.8	2,071	95.3	2,190	105.7	2,291	104.6	
天体観測室	822	668	81.3	624	93.4	503	80.6	429	85.3	378	88.1	
プラネタリウム	8,660	8,057	93.0	7,198	89.3	7,551	104.9	7,528	99.7	7,759	103.1	
図書室	18,488	20,393	110.3	22,929	112.4	21,977	95.8	19,750	89.9	20,346	103.0	
その他	26,930	16,226	60.3	10,094	62.2	11,389	112.8	8,933	78.4	12,686	142.0	
合計	207,690	194,584	93.7	186,637	95.9	189,162	101.4	177,184	93.7	195,013	110.1	
上の内数	学校利用	6,697	7,422	110.8	6,021	81.1	6,619	109.9	6,619	100.0	6,586	99.5
	創造館主催事業	43,038	24,645	57.3	34,231	138.9	36,611	107.0	36,611	100.0	34,580	94.5

注：その他とは、エントランスホールなどでの主催事業等。視聴覚センターにはパソコン教室・学習室を含む。



10

図書館情報ネットワークの整備及び運営に関して
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経 緯

平成7年に発足した上田地域図書館情報ネットワーク（愛称「エコール」）につきましては、平成15年に青木村図書館が加入し、平成16年には上田情報ライブラリーの新設に伴う参加により、現在は9つの図書館と1大学（長野大学）、一部の小中学校及び公民館に図書館サービスの提供を行っています。

当地域の市町村合併により、エコールは、上田地域広域連合の構成団体すべてと接続することになりました。

現状と課題

エコールは、地域住民の多様な生活実態に即して、貸出・返却・予約等のサービスを、参加図書館等のどこからでも行えるシステムです。エコールの活用により図書館の利用も促進され、平成18年度の貸出総数は876,949冊と、平成13年度に比べて14%の増加となっています。

エコールの一番の特徴は、当該館等で所蔵していない図書等を他館から回送して貸し出しを行う、予約サービスの提供にあります。当該サービスの需要は年々増加し、平成18年度は市町村間の提供図書が33,149冊となっています。予約を受け付けてから貸し出すまでに要する期間も2日間程度と、迅速なサービスが提供されています。

また、エコールによる一部小中学校図書館とのネットワーク化も、大きな成果と言えます。子どもたちの読書活動や調べ学習等に活用されています。今後、速やかにすべての小中学校との接続を図っていく必要があります。

図書館が設置されていない地域におきましては、施設の整備に合わせてネットワーク化を行う必要があります。また、将来的には、小中学校に対する図書の相互提供の方策に関し、研究を行っていく必要があります。

なお、当該システムのホストコンピュータ機器及び関連ソフトにつきましては、平成17年度に更新し、機能の向上を図りましたが、運営経費の縮減をはじめ、今後とも一層の効率的な運営が求められています。

今後の方向

関係市町村の図書館整備計画に基づき、新たに整備される施設につきまして、ネットワークの拡大を図ります。

また、小中学校とのネットワーク化を促進するとともに、信州大学、上田女子短期大学及び長野県工科短期大学校との協力体制の構築や、地域の高等学校とのネットワーク化についても研究を進めていきます。併せて、長野県図書館ネットワークの活用方法等について検討を行います。

エコールの運営に関しましては、ハード、ソフトとも最新のシステムを研究し、利用者へのサービス向上に努めます。

また、来館者に対して提供している予約サービスに関しましては、インターネットを使った予約システム等の導入について研究を進めます。

図書館の利用増進のため、広域連合及び各構成市町村のホームページを活用し、広報活動を積極的に展開していきます。

施 策

- ア 広域連合は、エコールの効率的かつ経済的な運営に配慮しつつ、地域住民への図書館サービスの向上を更に推進します。
- イ 関係市町村は、図書館サービス向上のための各種整備（施設・蔵書等）を行います。
- ウ 図書館サービスの向上のため、次によりエコールのサービス拡充に向けた取組みを行います。広域連合は各種の調整を、関係市町村は相互協力及び支援を行うものとします。
 - ◆小中学校とのネットワークの整備と活用の検討
 - ◆長野県図書館ネットワークの活用方法の検討
 - ◆地域の大学・高等学校等との図書館協力体制の拡大
- エ 広域連合及び関係市町村は、ボランティアの積極的な受入れ及び広報活動の推進について検討、研究を進めます。
- オ 広域連合及び関係市町村は、当該ネットワークを基盤とした情報提供等に係る活用対策について、研究を行います。

図書館情報ネットワーク利用実績

1 利用実績（貸出）

(単位：冊)

	上田図書館	上田情報ライブラリー	上田創造館分室	丸子金子図書館	真田公民館図書室	塩田公民館	長野大学	上田市計
平成18年度	340,333	85,463	87,721	68,507	17,450	721	404	600,599
平成17年度	337,947	81,938	82,209	66,207	17,823	567	622	587,313
平成16年度	349,436	67,920	87,255	79,244	18,237	419	582	603,093

	東御市立図書館	坂城町立図書館	青木村図書館	長和町長門図書館	合計
平成18年度	157,942	74,702	29,863	13,843	876,949
平成17年度	146,858	77,928	24,381	13,576	850,056
平成16年度	149,656	80,925	21,324	14,188	869,186

注：上田、丸子、東御はそれぞれ移動図書館分を含む。

2 利用登録者数

(単位：人)

	上田市上田	上田市丸子	上田市真田	上田市武石	上田市登録者計
平成18年度	52,919	8,481	3,155	494	65,049
平成17年度	50,594	8,016	2,985	458	62,053
平成16年度	48,292	7,658	2,785	380	59,115

	東御市	坂城町	青木村	長和町	その他	合計
平成18年度	11,200	6,881	1,571	1,344	5,055	91,100
平成17年度	10,553	6,689	1,462	1,262	4,043	86,062
平成16年度	10,000	6,549	1,342	952	3,531	81,489

3 相互貸借数

(単位：冊)

		他自治体貸出数					
		上田市	東御市	坂城町	青木村	長和町	合計
他館借入数 平成18年度	上田市		6,721	4,927	1,873	820	14,341
	東御市	8,210		1,598	671	316	10,795
	坂城町	3,669	922		331	100	5,022
	青木村	1,322	368	312		45	2,047
	長和町	661	141	93	49		944
	合計	13,862	8,152	6,930	2,924	1,281	33,149
	平成17年度	8,827	7,504	6,716	2,490	1,007	26,544
平成16年度	8,549	7,601	6,351	1,895	1,217	25,613	

4 返却回送

(単位：冊)

		他自治体送付数					
		上田市	東御市	坂城町	青木村	長和町	合計
他館借入数 平成18年度	上田市		15,886	10,644	5,238	1,878	33,646
	東御市	15,945		1,909	695	405	18,954
	坂城町	6,250	1,209		478	120	8,057
	青木村	4,048	461	576		56	5,141
	長和町	2,083	227	159	62		2,531
	合計	28,326	17,783	13,288	6,473	2,459	68,329
	平成17年度	24,615	14,738	11,910	5,511	2,021	58,795
平成16年度	26,723	14,937	11,426	4,452	2,563	60,101	

注：相互貸借数、返却数共に平成16・17年度は、丸子町・真田町を上田市とした場合の計算値。

11

上田地域の情報化に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

平成8年、上田地域の8市町村は「上小広域行政ネットワーク」を立ち上げ、構成市町村のホームページの開設やメールの運用を行ってきましたが、回線の容量が小さいことに加え、一人一台パソコンの導入や地域の高速通信ネットワークの構築など、構成市町村の情報化に関する基盤整備が進み、所期の目的を達成したとの判断から、平成17年度をもって当該ネットワークを廃止しました。

また、産業界が中心となって立ち上げ、広域連合も活動支援を行ってきました「上田地域新映像産業推進協議会」につきましては、新映像（マルチメディア）に関する広報・啓発や、技術向上などの人材養成の分野において大きな役割を果たしてきましたが、一定の役目を終えたとしまして、平成17年度をもって解散されています。

なお、「新映像塾」の主催を含め、新たな人材の育成につきましては、マルチメディア情報センターが継承し、現在も引き続き実施しています。

平成15年度に設置しました「上田地域情報化研究会」につきましては、福祉・教育・防災など広域的に実施する事務事業の情報化に関しまして、専門家にも参画をいただきながら研究が行われ、平成19年度において報告書としてまとめられたところです。

情報化に関連する人材の育成に関しましては、関係市町村の職員を対象としたITセミナーを開催し、事務事業の迅速化・効率化をはじめ、情報処理の適正化など、職員の資質の向上に向けた取り組みが進められてきました。

現状と課題

わが国におきましては、平成13年からe-Japan計画に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けた取り組みが進められています。

当地域におきましても、平成14年度に稼動した住民基本台帳ネットワークをはじめ、全構成市町村が総合行政ネットワーク（LGWAN）への接続を行うなど、電子自治体構築に係る準備が進められていますが、当該ネットワークを活用したシステムの共同構築化など、利活用対策に関する研究につきましては、具体的な検討がなされていないのが現状です。

広域連合は、関係市町村と連携し、住民サービスの向上と行政事務の効率化という観点から、当地域において整備済の情報基盤等をより発展的に活用しながら、今後の地域の情報化、行政の情報化に関し、実効性のある施策を推進していく必要があります。

今後の方向

情報化に関する基盤整備の状況を勘案し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、今後は《他の業務との連携》というコンセプトを掲げて当該事務事業を推進していくこととします。

具体的な項目としましては、昨今の大規模災害等有事の際の事例を参照し、地域住民にとって最大の関心事であります《安全安心な地域づくり》を目標に、防災等情報提供基盤の整備に関する研究を進めます。

また、地域の一体感を醸成し、今後の郷土づくりに資するため、現存する民俗・伝承・文化などのアーカイブ情報を、学校や社会教育の現場に配信する方策について、併せて検討を行います。

さらに、国及び県が推進する電子自治体構築に向け、広域連合内の情報連携に関する有用な方策について、共同して研究を行うこととします。

なお、マルチメディア情報センターを拠点に実施しています新映像関連の人材育成事業につきましては、今後とも有用な業務であると判断されますので、引き続き実施していくものとします。

施 策

ア 地域住民への防災等情報提供基盤の整備を図るため、広域連合は、広域的に実施する事業の研究及び検討を進めます。

(ア) 災害時等における住民とのコミュニケーションの強化を目的に、電子メールによる情報配信システムの導入について、検討を進めます。

(イ) 地元のCATV網を活用した、防災情報伝達に関する研究を行います。

(ウ) インターネットを活用した、住民との双方向型の情報共有サービス等に関する研究を行います。

(エ) 災害時の広域的情報発信を含めた、地域のコミュニティ FM局に関する研究を行います。

イ 広域連合と市町村は、上田地域の民俗・伝承・文化等に係るデジタル映像等の情報を、学校教育及び社会教育の教材として共同利用を行うための周辺環境整備に向け、上田市マルチメディア情報センターや各地域のケーブルテレビ会社と連携し、実施に向けた取り組みを共同で進めます。

ウ 広域連合と市町村は、電子自治体の構築に向けた情報連携等について、共同で研究を進めます。

(ア) 申請手続の標準化に向けた研究を行います。

(イ) 行政情報の共有化について研究を行います。

12 関係市町村職員等の共同研修及び人材育成に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経 緯

関係市町村職員の資質の向上を図り、自治体相互の交流を通して地域の一体感を醸成することを目的に、平成14年度から平成16年度にかけて、人事交流事業が実施されました。この間に39人の職員が関係市町村に派遣されました。

また、時代の動向に応じ、地方分権をテーマとした共同研修会を開催しました。

職員の人材育成につきましては、情報処理に係る能力のアップを図るため、ITセミナーを実施してきました。

現状と課題

当地域内の市町村合併も一段落し、当面の共通課題を消化したとの判断から、市町村間の人事交流及び共同研修につきましては、平成17年度以降活動を休止してきましたが、構成市町村数の減少や、行政改革等による組織のスリム化などもあり、長期間に亘る派遣研修の実施については難しい現状があります。

しかし、職員のスキルアップは、住民福祉の向上に直結する重要な課題でありますので、今日の財政的状況や広域的ニーズに即した新たな人材育成の方策について、引き続き共同で研究していく必要があります。

今後の方向

現在、関係市町村においては、職員の能力向上を図るため、人材育成に係る種々の計画を策定し個別に実施していますが、職場外研修など合同で実施することにより効率化が図れるもの、また、市町村間の交流促進・福祉の向上に資する研修などにつきましては、共同実施に向けた検討を行うこととします。

また、専門の能力を要する人材の育成や共有化について、研究を進めていきます。

なお、関係市町村職員の情報処理能力等の伸張・研鑽に寄与してきましたITセミナーにつきましては、効果等を測定しながら、継続して実施していくものとします。

施 策

ア 広域連合は、関係市町村が実施する職場外研修（集合研修）等の合同実施について、関係市町村と共同して検討を進めます。

イ 広域連合は、専門の能力を要する人材の育成及び共有化について、関係市町村と共同して研究を進めます。

ウ 関係市町村は、ITセミナーを合同実施します。

13

介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

急速に高齢化が進む一方で家庭介護力が低下している状況を踏まえ、介護に対する不安を社会全体で支え、高齢者が安心して暮らせる社会の実現をめざして、平成12年4月から介護保険制度が開始されました。

上田地域においては、平成9年4月に設置された「上田地域広域連合検討会議」の中で議論を重ねた結果、市町村が行う介護保険事務のうち、介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合の事務として共同実施することとし、併せて介護保険制度全般についての調査研究を行うことが決定されました。

これを受けて、平成10年5月に担当職員2人を配置して準備を進め、平成11年10月に審査会を設置して審査を開始しました。

その後、状況に合わせて事務局体制を変更し、現在は、介護障害審査課において関係市町村派遣職員8人、広域連合採用職員1人、嘱託調査員8人で事務を行っています。また、平成17年度に事務処理システムの更新を行うと同時に、長和町、新たな上田市の誕生及び平成18年度の制度改正に伴い、必要となるシステムの変更を行いました。

現状と課題

上田地域の65歳以上人口は、平成19年4月1日長野県毎月人口異動調査によれば50,350人で、高齢化率は24.5%となっています。このような中で、40歳以上65歳未満の第2号被保険者も含め、年間約1万件の新規、更新、区分変更の要介護認定申請がなされています。

これに対して、介護認定調査については、広域連合調査員による調査と、居宅介護支援事業者等への委託による調査を併用し、調査の委託率は50%ほどです。また、介護認定審査会については、地域内の保健、医療、福祉の関係団体等から推薦を求め、学識経験者50人を委員に委嘱すると共に、10の合議体を組織して、合わせて年間240回ほどの審査会を開催しています。

また、地域住民の介護保険制度への認識、理解を深め、情報提供する機会として、介護保険講演会を年1回開催しています。

介護保険は、その給付が適正であることが制度の根幹であり、給付の前提となる介護認定は公平、公正に行われる必要があります。また、保険料を負担する被保険者に対して制度の内容を周知し、理解を得ることや、被保険者自らが適正で有効なサービス利用を考えることに資する情報提供を行う必要があります。

今後の方向

ア 介護認定事務について

認定調査従事者の資質向上のための研修等を実施していきます。また、効果的に調査結果の平準化を図ることや、給付の適正を確保、検証していく観点から、事業者等に認定調査を委託することをせず、広域連合調査員が調査を行うことを検討していきます。そのため、調査件数の動向も踏まえ、必要となる調査員の確保についても検討していきます。

介護認定審査会については、関係団体の協力を得ながら必要な委員を確保した上で、保健、医療、福祉の各分野にわたり均衡のとれた合議体を構成し、適正な審査を行います。

イ 関係市町村との連携について

最小の経費で最大の効果を得るために、担当課長会議などを開催し、より一層の連携、調整を図っていきます。

また、公平で公正な介護認定を行うため、情報公開条例、個人情報保護条例に基づく開示請求や、介護認定などに対する不服申し立てに的確に対応できるよう、連携、調整を図っていきます。

ウ 関係市町村が行う事務について

関係市町村は、保険者として介護認定審査会の判定に基づき適正な認定を行い、介護認定調査及び介護認定審査会の円滑な共同実施に関して、広域連合との連携を図っていきます。

施 策

- ア 広域連合調査員の会議を毎月開催し、判断基準の平準化を図ります。また、民間事業所等の新任調査員に対する研修会を年度当初に開催するとともに、県が実施する調査員研修の開催に協力します。
- イ 定期的な合議体別の審査結果の提示や、必要に応じて合議体長会を開催することにより、適正な審査が行われるようにしていきます。
- ウ 介護保険制度の理解を深めるため、内容や開催方法を見直しつつ、引き続き介護保険講演会を開催します。

● 上田地域市町村別高齢化率

市町村	総人口 (A)	65歳以上 (B)	高齢化率 (B/A)
上 田 市	162,380人	39,067人	24.1%
東 御 市	31,178人	7,383人	23.7%
長 和 町	7,094人	2,355人	33.2%
青 木 村	4,784人	1,545人	32.3%
合 計	205,436人	50,350人	24.5%

注：平成19年4月1日（長野県毎月人口異動調査）

● 上田地域広域連合・保険者別認定調査件数

年度	保険者	全 体				広域連合				委 託				委託率
		新規	更新	変更	計	新規	更新	変更	計	新規	更新	変更	計	
H15	上田市	1,220	3,784	298	5,302	1,182	797	291	2,270	38	2,987	7	3,032	57.2%
	東部町	276	979	77	1,332	239	99	64	402	37	880	13	930	69.8%
	丸子町	337	1,084	70	1,491	330	152	68	550	7	932	2	941	63.1%
	真田町	136	450	42	628	129	24	39	192	7	426	3	436	69.4%
	青木村	55	235	10	300	54	47	8	109	1	188	2	191	63.7%
	依田窪	205	696	86	987	200	34	86	320	5	662	0	667	67.6%
	合計	2,229	7,228	583	10,040	2,134	1,153	556	3,843	95	6,075	27	6,197	61.7%
H16	上田市	1,231	4,146	323	5,700	1,193	1,431	307	2,931	38	2,715	16	2,769	48.6%
	東御市	317	1,109	90	1,516	287	232	79	598	30	877	11	918	60.6%
	丸子町	272	1,147	56	1,475	258	367	52	677	14	780	4	798	54.1%
	真田町	125	493	39	657	123	77	36	236	2	416	3	421	64.1%
	青木村	65	257	13	335	64	106	13	183	1	151	0	152	45.4%
	依田窪	152	714	58	924	147	81	56	284	5	633	2	640	69.3%
	合計	2,162	7,866	579	10,607	2,072	2,294	543	4,909	90	5,572	36	5,698	53.7%
H17	上田市	1,834	4,989	524	7,347	1,781	1,733	498	4,012	53	3,256	26	3,335	45.4%
	東御市	319	977	115	1,411	263	171	92	526	56	806	23	885	62.7%
	長和町	130	350	25	505	127	21	25	173	3	329	0	332	65.7%
	青木村	77	207	18	302	75	111	16	202	2	96	2	100	33.1%
	合計	2,360	6,523	682	9,565	2,246	2,036	631	4,913	114	4,487	51	4,652	48.6%
H18	上田市	1,601	5,979	592	8,172	1,531	2,271	562	4,364	70	3,708	30	3,808	46.6%
	東御市	278	1,039	106	1,423	235	320	82	637	43	719	24	786	55.2%
	長和町	55	254	19	328	51	158	18	227	4	96	1	101	30.8%
	青木村	98	424	52	574	94	36	50	180	4	388	2	394	68.6%
	合計	2,032	7,696	769	10,497	1,911	2,785	712	5,408	121	4,911	57	5,089	48.5%

● 上田地域広域連合・保険者別審査判定状況

平成15年度(審査会240回)									
保険者	区 分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	24	585	1,666	787	737	707	777	5,283
	構成比	0.5%	11.1%	31.5%	14.9%	14.0%	13.4%	14.7%	100.0%
丸子町	件数	12	185	501	207	167	204	202	1,478
	構成比	0.8%	12.5%	33.9%	14.0%	11.3%	13.8%	13.7%	100.0%
東部町	件数	9	123	406	198	136	178	159	1,209
	構成比	0.7%	10.2%	33.6%	16.4%	11.2%	14.7%	13.2%	100.0%
真田町	件数	3	78	161	88	92	93	105	620
	構成比	0.5%	12.6%	26.0%	14.2%	14.8%	15.0%	16.9%	100.0%
青木村	件数	2	27	96	50	43	51	42	311
	構成比	0.6%	8.7%	30.9%	16.1%	13.8%	16.4%	13.5%	100.0%
依田窪	件数	21	157	294	141	116	105	139	973
	構成比	2.2%	16.1%	30.2%	14.5%	11.9%	10.8%	14.3%	100.0%
計	件数	71	1,155	3,124	1,471	1,291	1,338	1,424	9,874
	構成比	0.7%	11.7%	31.6%	14.9%	13.1%	13.6%	14.4%	100.0%

平成16年度(審査会240回)									
保険者	区 分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	19	667	1,724	750	789	839	863	5,651
	構成比	0.3%	11.8%	30.5%	13.3%	14.0%	14.8%	15.3%	100.0%
東御市	件数	4	133	494	235	175	223	216	1,480
	構成比	0.3%	9.0%	33.4%	15.9%	11.8%	15.1%	14.6%	100.0%
丸子町	件数	9	185	512	180	173	191	199	1,449
	構成比	0.6%	12.8%	35.3%	12.4%	11.9%	13.2%	13.7%	100.0%
真田町	件数	10	101	185	84	94	80	103	657
	構成比	1.5%	15.4%	28.2%	12.8%	14.3%	12.2%	15.7%	100.0%
青木村	件数	0	22	109	55	41	45	54	326
	構成比	0.0%	6.7%	33.4%	16.9%	12.6%	13.8%	16.6%	100.0%
依田窪	件数	8	151	274	127	114	113	124	911
	構成比	0.9%	16.6%	30.1%	13.9%	12.5%	12.4%	13.6%	100.0%
計	件数	50	1,259	3,298	1,431	1,386	1,491	1,559	10,474
	構成比	0.5%	12.0%	31.5%	13.7%	13.2%	14.2%	14.9%	100.0%

注：平成17年度は、法改正適用前後の審査混在、合併による保険者変更があり、次ページに掲載。

平成18年度(審査会242回)										
保険者	区 分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	42	784	1,197	1,618	1,245	1,144	1,030	1,023	8,083
	構成比	0.5%	9.7%	14.8%	20.0%	15.4%	14.2%	12.7%	12.7%	100.0%
東御市	件数	4	77	168	262	266	247	199	195	1,418
	構成比	0.3%	5.4%	11.8%	18.5%	18.8%	17.4%	14.0%	13.8%	100.0%
長和町	件数	3	76	92	125	92	65	50	59	562
	構成比	0.5%	13.5%	16.4%	22.2%	16.4%	11.6%	8.9%	10.5%	100.0%
青木村	件数	0	23	37	73	49	63	54	30	329
	構成比	0.0%	7.0%	11.2%	22.2%	14.9%	19.1%	16.4%	9.1%	100.0%
計	件数	49	960	1,494	2,078	1,652	1,519	1,333	1,307	10,392
	構成比	0.5%	9.2%	14.4%	20.0%	15.9%	14.6%	12.8%	12.6%	100.0%

平成17年度上田地域広域連合・保険者別審査判定状況(審査会242回)

4月1日から3月5日 (旧法適用)									
保険者	区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	26	718	1,564	712	693	696	521	4,930
	構成比	0.5%	14.6%	31.7%	14.4%	14.1%	14.1%	10.6%	100.0%
東御市	件数	10	120	403	203	198	183	158	1,275
	構成比	0.8%	9.4%	31.6%	15.9%	15.5%	14.4%	12.4%	100.0%
丸子町	件数	12	187	448	163	143	147	118	1,218
	構成比	1.0%	15.4%	36.8%	13.4%	11.7%	12.1%	9.7%	100.0%
真田町	件数	2	87	141	53	69	63	64	479
	構成比	0.4%	18.2%	29.4%	11.1%	14.4%	13.2%	13.4%	100.0%
依田窪	件数	9	165	273	95	104	75	64	785
	構成比	1.1%	21.0%	34.8%	12.1%	13.2%	9.6%	8.2%	100.0%
青木村	件数	2	32	128	31	39	35	28	295
	構成比	0.7%	10.8%	43.4%	10.5%	13.2%	11.9%	9.5%	100.0%
計	件数	61	1,309	2,957	1,257	1,246	1,199	953	8,982
	構成比	0.7%	14.6%	32.9%	14.0%	13.9%	13.3%	10.6%	100.0%

3月6日から3月31日 (旧法適用)									
保険者	区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	2	47	80	35	26	40	29	259
	構成比	0.8%	18.1%	30.9%	13.5%	10.0%	15.4%	11.2%	100.0%
東御市	件数	1	11	15	6	9	10	7	59
	構成比	1.7%	18.6%	25.4%	10.2%	15.3%	16.9%	11.9%	100.0%
長和町	件数	0	5	2	1	0	0	2	10
	構成比	0.0%	50.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
青木村	件数	0	2	4	0	2	0	1	9
	構成比	0.0%	22.2%	44.4%	0.0%	22.2%	0.0%	11.1%	100.0%
計	件数	3	65	101	42	37	50	39	337
	構成比	0.9%	19.3%	30.0%	12.5%	11.0%	14.8%	11.6%	100.0%

3月改正法適用										
保険者	区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	1	10	21	39	42	38	39	23	213
	構成比	0.5%	4.7%	9.9%	18.3%	19.7%	17.8%	18.3%	10.8%	100.0%
東御市	件数	0	3	11	18	17	15	7	12	83
	構成比	0.0%	3.6%	13.3%	21.7%	20.5%	18.1%	8.4%	14.5%	100.0%
長和町	件数	0	5	7	4	3	0	5	1	25
	構成比	0.0%	20.0%	28.0%	16.0%	12.0%	0.0%	20.0%	4.0%	100.0%
青木村	件数	0	0	0	3	1	1	1	2	8
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	100.0%
計	件数	1	18	39	64	63	54	52	38	329
	構成比	0.3%	5.5%	11.9%	19.5%	19.1%	16.4%	15.8%	11.6%	100.0%

平成17年度全体 (上田市は合併前の武石村分除く。長和町は介護保険単独後の件数)										
保険者	区分	非該当	※要支援	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
上田市	件数	43	1,049	21	2,272	1,005	969	985	755	7,099
	構成比	0.6%	14.8%	0.3%	32.0%	14.2%	13.6%	13.9%	10.6%	100.0%
東御市	件数	11	134	11	436	226	222	200	177	1,417
	構成比	0.8%	9.5%	0.8%	30.8%	15.9%	15.7%	14.1%	12.5%	100.0%
長和町	件数	0	10	9	5	3	0	5	3	35
	構成比	0.0%	28.6%	25.7%	14.3%	8.6%	0.0%	14.3%	8.6%	100.0%
依田窪	件数	9	165	0	273	95	104	75	64	785
	構成比	1.1%	21.0%	0.0%	34.8%	12.1%	13.2%	9.6%	8.2%	100.0%
青木村	件数	2	34	0	135	32	42	36	31	312
	構成比	0.6%	10.9%	0.0%	43.3%	10.3%	13.5%	11.5%	9.9%	100.0%
計	件数	65	1,392	41	3,121	1,361	1,337	1,301	1,030	9,648
	構成比	0.7%	14.4%	0.4%	32.3%	14.1%	13.9%	13.5%	10.7%	100.0%

注：要支援は、要支援（旧法適用）と要支援1（改正法適用）の合計。

14 介護相談員派遣事業に関すること

経緯

国は、平成12年度導入の介護保険制度と並行して、サービス利用者の不満や要望に対応するため、本事業を創設しました。

上田地域広域連合におきましては、平成14年度から介護相談員の派遣を実施しています。

現在、10人の相談員が2人1組になり、5班に分かれて、19の介護保険施設(指定介護老人福祉施設12施設、介護老人保健施設7施設)への訪問活動を行っています。

現状と課題

介護保険制度では、サービスに関する苦情は、市町村又は国民健康保険団体連合会が受け付け、必要に応じて調査・指導にあたることになっていますが、これらは何らかの問題が生じた場合の事後的な対応が中心です。本事業は、介護相談員として登録をした者を介護保険施設等に派遣し、利用者の日常的な不平、不満又は疑問に対応して改善の途を探り、苦情に至る事態を未然に防止することを目指しています。

今後も、介護相談員を確保し、相談員の資質の向上を図るとともに、公正・中立な相談業務を行い、サービスの内容に対する要望や改善点を各施設へ伝え、利用者と施設、行政の三者の橋渡しができるようにする必要があります。

今後の方向

介護保険施設利用者の中には、施設の対応や介護サービスの質について、要望や希望、疑問や不満を抱きながらも、職員に対する気がねなどから、人知れず我慢している人も少なくありません。介護相談員は利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って問題解決に向けた手助けをしていきます。

施策

- ア 介護相談員を養成し、人員体制を整備します。
- イ 地域内の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等へ定期的に訪問します。
- ウ 公正、中立な立場で相談ができるようにするため、必要に応じて研修を実施します。
- エ 施設職員や市町村職員との連携を密にし、利用者の苦情の発生を未然に防ぐとともに、状況等の改善に向けて方策を探ります。

15

障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経 緯

障害者や障害児の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行うことを目的として、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられることとなりました。「障害程度区分」の審査及び判定（二次判定）や支給要否決定の意見を述べるため「市町村審査会」が設置され、その事務に当たりますが、当地域においては審査会の公平性・客観性および審査会委員の確保等考慮すると、各市町村で審査会を組織することは非常に困難であることから、広域を単位として審査会を設置することとなりました。

現状と課題

平成18年10月からの本格的な施行となった新制度でのサービスの提供を受給するために、それまで介護給付費等のサービスを受けていて引き続きサービスを受給する者は、障害認定区分の認定と支給決定を受ける必要があったため、平成19年3月末までに541件の審査を集中して行いました。また、10月以降は認定の有効期間が3年であるため審査件数は減少しましたが、暫定支給の適用はあるものの、障害程度区分に基づく適正な事業推進のために、定期的に審査会を開催しました。

平成19年度以降

審査件数は減少するものの、障害程度区分に基づく適正な事業推進のためには、定期的に審査会を開催する必要があります。ついては、審査会を2合議体（審査委員10名）に縮小しつつ、定期的な審査会の開催により審査を行います。なお、入所施設については、みなし指定の期間が5年間認められているため、その入所者は早急に認定審査を受ける必要はありませんが、施設が新制度に移行する場合は審査が必要となります。

今後審査が必要となる施設入所者は約300人と推測されますが、施設の移行時期が不確定であるため関係機関と連絡を取り合い、計画的な審査会の運営を行うことが求められます。

今後の方向

審査会の運営にあたりましては、支給決定手続きの透明化・公平化を図ることが求められています。平成19年度以降につきましても、合議体数や委員人数は変動しますが、今までと同様に医療・保健・福祉・識見の各分野から委員を選出し、適正な審査が行われるよう配慮します。また、関係機関・団体と連携を

深め、計画的な審査会の開催によりスムーズな事務の推進を図るとともに、調査員や審査員に対する研修会の開催等により、審査のレベル向上を図ります。

施 策

- ア 認定調査員及び審査会委員につきましては、必要に応じて情報交換や研修の機会を設け、公平公正な調査・審査が実施できるよう配慮します。
- イ 制度が始まったばかりであり流動的要素も多いため、関係市町村及び関係団体と連絡を密にして情勢の変化に合わせた審査会の開催に務め、円滑な事務推進を図ります。

● 障害児者の状況(障害者介護給付費等審査会資料)

■管内障害児者数

(単位：人)

	H17年3月31日	H18年3月31日	H19年3月31日
1 身体障害者手帳所持者数			
上田市	6,342	6,519	6,553
東御市	1,151	1,182	1,179
長和町	471	497	461
青木村	266	264	266
計	8,230	8,462	8,459
2 知的障害児者数			
上田市	926	989	1,111
東御市	146	154	168
長和町	62	60	59
青木村	26	27	29
計	1,160	1,230	1,367
3 精神障害者保健福祉手帳交付者数			
上田市	533	565	632
東御市	103	101	91
長和町	19	19	29
青木村	12	14	15
計	667	699	767
合 計			
上田市	7,801	8,073	8,296
東御市	1,400	1,437	1,438
長和町	552	576	549
青木村	304	305	310
計	10,057	10,391	10,593
増 減 (対前年)		+ 334	+ 202

注：身体障害者手帳所持者数及び知的障害児者数は、上小地方事務所集計に、精神障害者保健福祉手帳交付者数は、上田保健所の集計による。

● H18年度 障害者介護給付費等審査会審査判定件数（実績）

■ 審査件数

(単位：件)

月	上田市	東御市	長和町	青木村	総計
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0
6月	18	0	0	0	18
7月	57	6	0	0	63
8月	111	10	11	0	132
9月	158	26	6	7	197
10月	18	17	0	0	35
11月	5	0	0	0	5
12月	7	2	0	0	9
1月	22	5	0	0	27
2月	19	3	1	0	23
3月	21	10	0	1	32
計	436	79	18	8	541
構成比	80.6%	14.6%	3.3%	1.5%	100.0%

■ 障害種別の件数

障害種別	件数	%
身体	136件	25.1%
知的	282件	52.1%
精神	46件	8.5%
身体・知的	63件	11.7%
身体・精神	5件	0.9%
知的・精神	8件	1.5%
身体・知的・精神	1件	0.2%
計	541件	100.0%

16

病院群輪番制病院に係る補助事業に関すること

経 緯

長野県は、第2次救急医療体制の整備のため、昭和53年に病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱を制定しました。これを受けて昭和54年上小地域広域行政事務組合では、地域内の休日・夜間の救急体制を整備するため、病院群輪番制病院に係る補助事業を開始し、途中補助主体は上田地域広域行政事務組合を経て、平成10年度から上田地域広域連合になっています。

なお、平成16年度をもって国・県の補助金は廃止され、平成17年度からは構成市町村の負担金をもって本事業を運営しています。

現状と課題

本事業は、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制病院運営事業を実施した病院に対し補助金を交付するものです。

本事業開始当初の参加病院は3病院でしたが、昭和57年に2病院が、平成7年に1病院が加わり6病院体制となりました。その後、平成9年に1病院が脱退しましたが、新たに5病院が加わり、現在の医療法人8病院、公立2病院の10病院体制になりました。

現在、地方における医師不足問題が深刻化しており、他県では輪番制で担当する2次救急の受け入れができないということで離脱する病院が出てきています。当地域においては、今後も安定した運営を図っていくことが必要です。

今後の方向

本事業の所期の目的が達成され、円滑な事業運営が図られるよう、独立行政法人国立病院機構長野病院や、医師会等関係機関と連携しながら、適切に事業を執行していきます。

施 策

上田地域広域連合緊急医療体制整備事業補助金交付要綱に基づいた、適正な補助金の交付を行います。

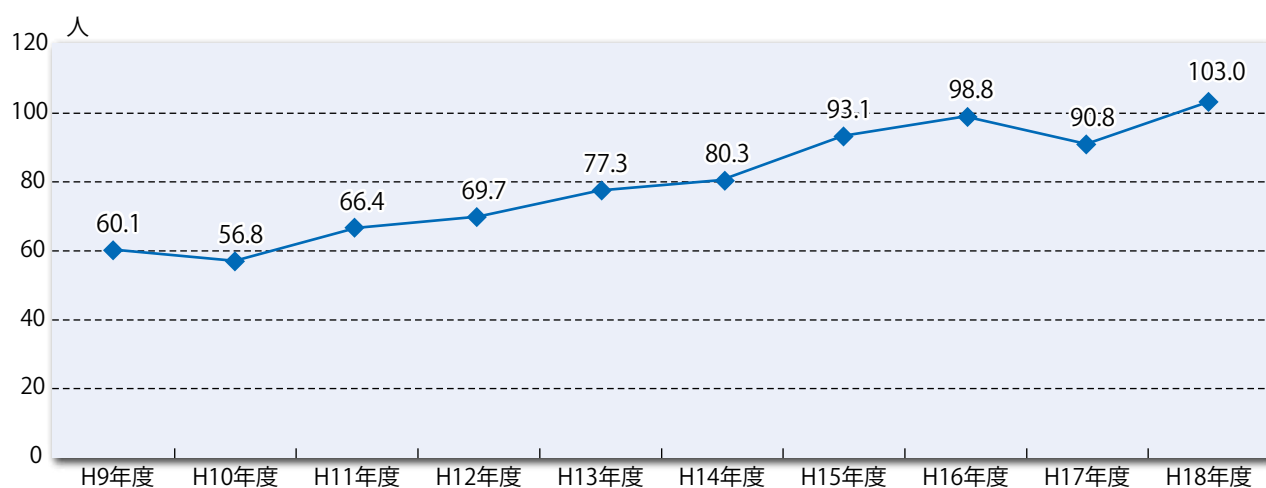
● 病院群輪番制病院運営事業 年度別収容患者数の推移

(単位：人)

	小林脳神経外科 ・ 神経内科病院	上田病院	塩田病院	柳澤病院	安藤病院	川西病院	上田 花園病院	丸子中央 総合病院	依田窪病院	東御 市民病院	合計
H9年度	67	106	70	32	57	47	36	105	49	32	601
H10年度	47	88	73	38	56	54	40	74	60	38	568
H11年度	53	99	79	36	103	56	57	82	61	38	664
H12年度	64	103	86	39	102	66	48	95	55	39	697
H13年度	92	119	60	47	98	93	54	94	58	58	773
H14年度	89	130	80	43	96	75	62	100	74	54	803
H15年度	88	140	92	61	122	68	75	91	75	119	931
H16年度	95	160	86	66	109	96	66	103	83	124	988
H17年度	95	127	92	79	77	70	61	146	84	77	908
H18年度	70	186	119	77	67	74	79	152	99	107	1,030

注：資料は消防統計。数値については、当番日に救急搬送されたもの。

■ 1病院当たりの患者数



17 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること

経緯

し尿処理施設「清浄園」は、昭和34年に上田市のし尿処理場として設置され、何度かの増改築を重ねた後、平成5年度から平成9年度にかけて、総事業費84億円余をかけて施設の全面更新を行い、現在に至っています。

この間、運営主体は、上田・小県し尿処理場組合、上小衛生施設組合、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、平成10年4月から上田地域広域連合となっています。

現状と課題

当施設では、上田市、東御市(旧北御牧村を除く)、長和町及び青木村の、2市1町1村のし尿及び浄化槽汚泥等を処理しています。

処理量は、日処理能力280キロリットルに対し、平成18年度実績で年間6万3千キロリットル、1日平均171キロリットルとなっています。

農業集落排水事業の進捗に伴い、当施設への浄化槽汚泥の搬入量は増加する傾向にあります。また、平成16年度からは家庭雑排水汚泥の受け入れも開始されましたが、関係市町村の公共下水道計画が進み、全般的に搬入量は減少を続けています。特に、ここ数年は年間10%前後の減少率となっています。

今後は、当該浄化槽汚泥等の搬入が主体になっていくものと予想されます。

平成9年の建設から10年が経過し、当施設におきましても機械設備等の老朽化が進んできました。将来的には、当該設備等の耐用年数なども勘案し、更新につきましても考慮していく必要があります。

また、施設運営につきましても、搬入量の減少に伴う手数料収入の減額と、設備の延命化のための維持補修費の増加などにより、処理コストの増大が見込まれますが、今後とも、水質管理には十分留意し、設計値を上回るきれいな処理水を放流し、汚泥等の焼却灰は肥料として地域住民に安価で提供するとともに、臭気等を適正に処理し、周辺住民から信頼される施設運営に努めていく必要があります。

今後の方向

適切な施設運営を図るため、職員の知識・技術の更なる向上を図り、機器の計画的なメンテナンスを行ない、安定的で効率的な運転管理に努めます。

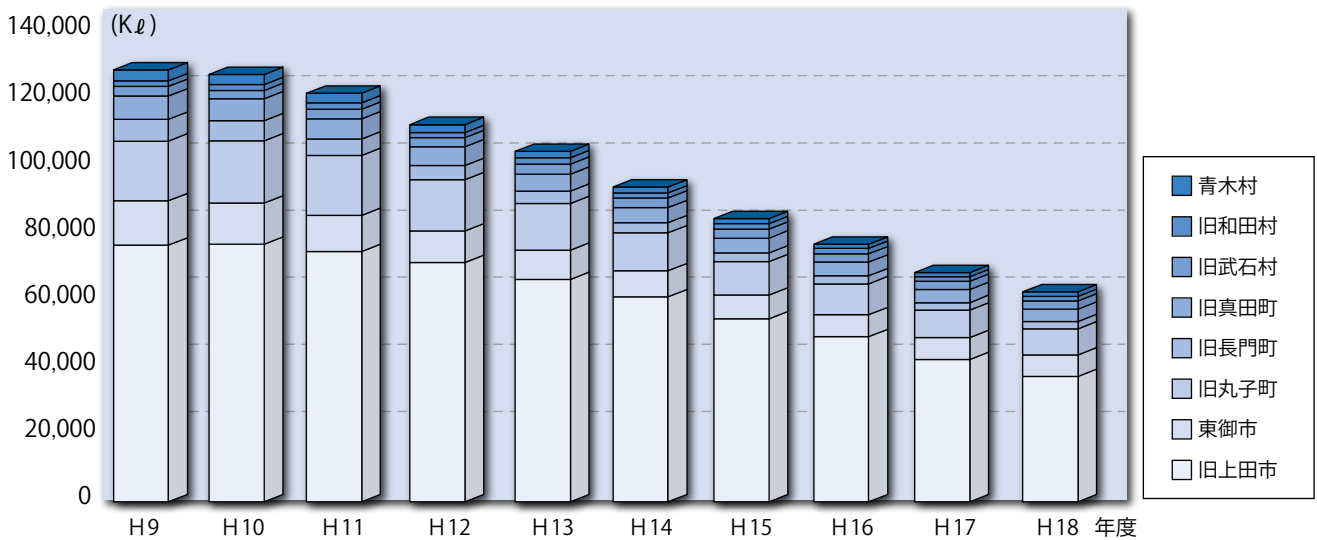
また、搬入量等の状況に応じ、水処理設備を2系列運転から1系列運転へと縮小するなどし、維持管理費の節減を図ります。

併せて、今後の搬入量の推移、性状変化、設備機器の耐用年数などを踏まえ、状況の変化に対応した施設の運営やあり方、将来を見据えた有効活用策について検討していきます。

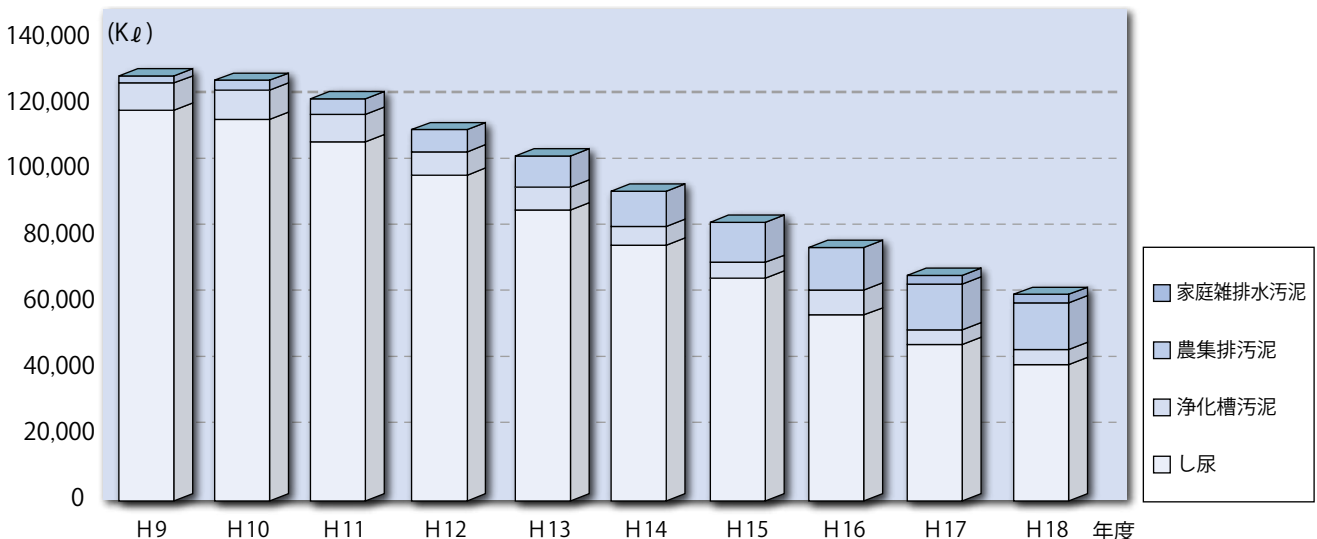
施策

- ア 安全できれいな放流水を維持するため、水質管理体制を充実させます。
- イ 焼却炉排出ガスのダイオキシン類の測定を行い、適正な管理を行います。
- ウ 施設周辺住民との協議の場として、引き続き「公害防止連絡員会議」を年2回、定期的に開催します。また、同会の適切な運営に努めます。
- エ 職員の知識・技術の向上を図るため、研修等に積極的に参加します。
- オ 搬入量等の状況に応じた適切な施設運営を行い、経費の節減を図ります。
- カ 設備機器の更新も視野に入れて、計画的で無駄のないメンテナンスを実施します。
- キ 生活排水処理計画を策定し、状況の変化に対応したし尿処理方式を検討します。
- ク 清浄園投入手数料について、状況に応じて検討し、見直しを行いません。

市町村別投入量の推移



し尿等搬入量の推移



市町村別し尿及び浄化槽汚泥の投入量の推移

(単位：Kℓ)

市町村	項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	前年度比 %	
		投入量	投入量	投入量	投入量	投入量	投入量	投入量	投入量	投入量	投入量		
上田市	旧上田市	し尿	71,138	70,212	67,913	63,380	57,894	52,802	45,790	36,719	29,414	24,490	83.3
		浄化槽	5,425	6,565	6,734	7,987	8,458	8,387	8,748	12,576	13,090	12,949	98.9
		(内農集)	(814)	(1,150)	(1,695)	(3,659)	(4,727)	(5,141)	(6,073)	(7,041)	(7,922)	(8,167)	(103.1)
		合計	76,563	76,777	74,647	71,367	66,352	61,189	54,538	49,295	42,504	37,439	88.1
	旧丸子町	し尿	16,523	17,252	16,362	13,937	11,937	9,554	8,637	7,872	7,167	6,538	91.2
		浄化槽	1,261	1,341	1,491	1,256	2,016	1,742	1,243	1,280	1,081	1,200	111.0
		(内農集)	(94)	(129)	(187)	(176)	(399)	(569)	(556)	(496)	(460)	(414)	(90.0)
		合計	17,784	18,593	17,853	15,193	13,953	11,296	9,880	9,152	8,248	7,738	93.8
	旧真田町	し尿	6,412	6,026	5,500	5,003	4,405	3,608	3,144	2,695	2,484	2,275	91.6
		浄化槽	616	517	545	628	655	968	1,308	1,344	1,387	1,484	107.0
		(内農集)	(124)	(396)	(482)	(557)	(615)	(949)	(1,258)	(1,216)	(1,231)	(1,211)	(98.4)
		合計	7,028	6,543	6,045	5,631	5,060	4,576	4,452	4,039	3,871	3,759	97.1
旧武石村	し尿	2,444	2,255	1,903	1,685	1,353	1,116	928	828	740	714	96.5	
	浄化槽	366	170	860	1,018	1,652	1,739	1,789	1,676	1,699	1,709	100.6	
	(内農集)		(44)	(631)	(882)	(1,530)	(1,643)	(1,619)	(1,573)	(1,607)	(1,646)	(102.4)	
	合計	2,810	2,425	2,763	2,703	3,005	2,855	2,717	2,504	2,439	2,423	99.3	
東御市 (東部町)	し尿	11,295	9,858	8,299	7,102	6,089	5,234	4,593	4,244	4,074	3,721	91.3	
	浄化槽	1,919	2,452	2,491	2,334	2,605	2,457	2,610	2,336	2,392	2,657	111.1	
	(内農集)	(1,078)	(1,263)	(1,628)	(1,429)	(1,807)	(1,655)	(1,747)	(1,645)	(1,849)	(1,813)	(98.1)	
	合計	13,214	12,310	10,790	9,436	8,694	7,691	7,203	6,580	6,466	6,378	98.6	
長和町	旧長門町	し尿	6,062	5,459	4,536	3,837	3,314	2,735	2,264	2,118	1,959	1,916	97.8
		浄化槽	386	478	366	378	320	256	321	303	260	260	100.0
		(内農集)			(41)	(75)	(48)	(59)	(79)	(97)	(111)	(79)	(71.2)
		合計	6,448	5,937	4,902	4,215	3,634	2,991	2,585	2,421	2,219	2,176	98.1
	旧和田村	し尿	1,562	1,669	1,798	1,542	1,336	897	751	684	566	542	95.8
		浄化槽	75	115	110	60	506	629	813	876	838	856	102.1
	(内農集)					(299)	(604)	(771)	(811)	(777)	(791)	(101.8)	
	合計	1,637	1,784	1,908	1,602	1,842	1,526	1,564	1,560	1,404	1,398	99.6	
青木村	し尿	2,972	2,801	2,536	2,160	1,792	1,580	1,352	1,189	1,068	1,161	108.7	
	浄化槽	255	273	361	170	207	133	108	83	127	109	85.8	
	(内農集)												
	合計	3,227	3,074	2,897	2,330	1,999	1,713	1,460	1,272	1,195	1,270	106.3	
合計	し尿	118,408	115,532	108,847	98,646	88,120	77,526	67,459	56,349	47,472	41,357	87.1	
	浄化槽	10,303	11,911	12,958	13,831	16,419	16,311	16,940	20,474	20,874	21,224	101.7	
	(内農集)	(2,110)	(2,982)	(4,664)	(6,778)	(9,425)	(10,620)	(12,103)	(12,879)	(13,957)	(14,121)	(101.2)	
	合計	128,711	127,443	121,805	112,477	104,539	93,837	84,399	76,823	68,346	62,581	91.6	

18

ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経 緯

ごみの焼却に伴ってダイオキシン類が発生することや、最終処分場の確保が困難となってきた状況の中で、圏域全体としてのダイオキシン類の削減及び循環型社会の構築を目的として、平成11年3月に『上田地域広域連合ごみ処理広域化計画』を策定しました。

この計画に基づき、平成10、11年度に上田クリーンセンター、平成12、13年度に丸子クリーンセンター、平成18、19年度に東部クリーンセンターの排ガス高度処理設備工事を実施しました。

当該計画の中心となる資源循環型施設（統合ごみ処理施設及びリサイクルプラザ）につきましては、平成14年から16年に開催された資源循環型施設整備検討委員会において、焼却規模150トン/日、ストーカ＋灰溶融方式、リサイクルプラザ規模26～35トン/日、などの提言が出されました。

現状と課題

『ごみ処理広域化計画』は、地域内に3施設あるクリーンセンターを統合し、ダイオキシン類の発生が少なく、最終処分量を極力減らすことのできる施設にしていくための整備計画や、容器包装リサイクル法をはじめとしたリサイクル関連法に対応した分別収集の完全実施と、ごみ減量化を実現するためのごみ処理の基本的な方向を示したものです。

関係市町村では、それぞれごみの有料化の実施、容器包装リサイクル法に合わせた分別収集など、ごみの減量化やリサイクルに取り組んできました。今後は、資源循環型施設建設に向け、圏域内におけるごみの分別方法の統一や、同一指定袋の導入などに取り組む必要があります。

また、施設規模を必要最小限としていることから、一層のごみ減量に取り組む必要があります。

ア クリーンセンター

圏域内の可燃ごみは、上田、丸子、東部の3クリーンセンターで焼却処理しています。

3施設ともダイオキシン類対策工事を行い、万全な処理体制となっていますが、上田クリーンセンターは稼働後22年が経過しており、耐用年数が近づいている状況です。圏域内のクリーンセンターを集約し、リサイクルプラザと一体化した統合ごみ処理施設を早急に建設していく必要があります。

イ リサイクル施設

当広域連合が管理するリサイクル施設はありませんが、上田市（旧上田市）及び東御市（旧東部町）は、それぞれ独自の処理施設により不燃ごみ等の処理を行っています。

項目	名称	上田市不燃物処理資源化施設	東御市不燃物処理施設
処理能力		20t/日	10t/日
処理方式		不燃ごみの選別・資源化	
稼働開始年		昭和61年1月	昭和53年3月

上田市の施設は稼働後22年、東御市の施設は30年が経過し、施設の老朽化等により^{ざんき}残渣物が増加し、埋立処分量及び処分経費が膨らんできていますので、焼却施設の建設計画に合わせて整備していく必要があります。

ウ ごみの減量化

可燃ごみの多くを占める紙、布類を資源化するだけでなく、生ごみの排出抑制や資源化は、可燃ごみの減量化に大きな効果を与えるものとして、既に一部の地域では堆肥化処理を行っています。農村部における堆肥の利用の可能性を含め、堆肥化について積極的に取り組んでいく必要があります。併せて、バイオガス技術についても検討をする必要があります。

また、^{せんていし}剪定枝の割合が増えている状況から、これらの資源化や有効活用策に関する検討も進めていく必要があります。

エ 最終処分場

現在、上田市および東御市で管理している最終処分場は、残容量が少なくなっています。各クリーンセンターから排出される焼却灰等は、クリーンセンターごとに最終処分場に埋立処分をしていますが、今後、焼却灰を埋め立てないための資源化や、広域連合として新たな最終処分場を検討していく必要があります。

今後の方向

『ごみ処理広域化計画』に基づき、資源循環型施設整備を推進します。

ごみの減量化施策を推進するとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、焼却灰の資源化を進めます。

減量化・資源化に係る目標（減量化率、資源化率）を設定し、総合的に減量化・資源化できるようなごみ処理システムを構築し、循環型社会の形成を目指します。

施策

ア ごみの減量化・資源化

(ア) ものを大切にし、不必要なものを買わないなどの啓発活動を一層推進します。また、紙、布類の分別資源化、生ごみの堆肥化を推進し、剪定枝類の有効活用策について検討します。

(イ) 生ごみのバイオガス技術、焼却灰の資源化について研究します。

(ウ) 容器包装プラスチックやその他プラスチックの全量資源化に取り組みます。

イ ごみ処理施設

(ア) 平成27年度稼働を目指して、資源循環型施設（統合ごみ処理施設及びリサイクルプラザ）の建設を推進し、発電、余熱利用などにより二酸化炭素の排出抑制に努め、地球温暖化の防止を図ります。

(イ) 資源循環型施設が完成するまでの間、各クリーンセンターの安全な運転と延命化に努めます。

(ウ) 資源循環型施設の建設に関し、財政的な負担を少なくするため、民間資金を活用したPFI手法や、長期業務委託の導入について検討します。

ウ 最終処分場

広域連合内における新たな最終処分場について検討します。

19 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること

経緯

上田クリーンセンターは、昭和41年上田市外2カ町村じんかい焼却場組合の設立で始まり、その後、上田市真田町じんかい焼却場組合、上田地域保健環境施設組合を経て、平成3年から上田地域広域行政事務組合が事業主体となり、平成9年に青木村が加わり3市町村で共同運営してきました。

丸子クリーンセンターは、上田市（旧丸子町）、長和町（旧長門町）、上田市（旧武石村）が共同運営してきました。平成10年4月に長和町（旧和田村）が加わっています。

東部クリーンセンターは、東御市（旧東部町）が運営してきました。平成16年に北御牧村と合併しましたが、ごみ処理については、合併前の状況を引き継いでいます。

これら3クリーンセンターにつきましては、平成10年4月に上田地域広域連合が運営主体となり、現在に至っています。

現状と課題

広域連合で管理、運営している一般廃棄物のごみ焼却施設は次のとおりです。

項目	名称	上田クリーンセンター	丸子クリーンセンター	東部クリーンセンター
処理能力		200t/日（100t/24h×2炉）	40t/日（20t/16h×2炉）	30t/日（15t/8h×2炉）
処理方式		全連続燃焼式ストーカ炉	准連続燃焼式ストーカ炉	機械化バッチ燃焼式
稼働開始年		昭和61年4月	平成4年4月	平成5年9月
灰の処理方式		セメント固化方式	灰は加湿方式 飛灰はキレート処理方式	灰は加湿方式 飛灰はキレート処理方式
ダイオキシン類排出基準値		1.0ng-TEQ/m ³ N以下	10.0ng-TEQ/m ³ N以下	10.0ng-TEQ/m ³ N以下
搬入市町村		上田市（旧上田市、旧真田町） 青木村	上田市（旧丸子町、旧武石村） 長和町	東御市（旧北御牧村を除く）

上田クリーンセンターは稼働後22年が経過し、施設更新時期を迎えつつありますが、次期統合のごみ処理施設が稼働するまでの間、ごみ量やごみ質の変化に対応しつつ施設の延命化を図る必要があります。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、平成14年12月からの排出基準値をクリアするため、3施設において高度処理施設整備及び灰固形化施設整備等の対策事業を実施していますが、継続的に排出基準値を維持していくため、ごみの分別収集の徹底、ごみの減量化などに努めるとともに、適正な施設の維持管理を図っていく必要があります。

今後の方向

ア 既設の3クリーンセンターの適正管理を図るため、相互に連絡調整を行い、施設の延命化を図りま

す。

イ ダイオキシン類の発生抑制に努めていきます。

以下に各施設における排ガス中のダイオキシン類の排出基準値を示します。

項目	名称	1炉当たりの基準値		
既存施設	上田クリーンセンター	1.0ng-TEQ/m ³ N以下 (4t/h以上)		
	丸子クリーンセンター	10.0	//	(2t/h未満)
	東部クリーンセンター	10.0	//	(2t/h未満)
新設施設		1.0	//	(2t/h~4t/h)

ダイオキシン類測定結果

ng-TEQ/m³N

施設		H14	H15	H16	H17	H18
上田クリーンセンター	1号炉	0.3100	0.0100	0.0210	0.0450	0.0320
	2号炉	0.0600	0.0560	0.0051	0.0036	0.0240
丸子クリーンセンター	1号炉	0.0360	0.0170	0.0400	0.0470	0.0160
	2号炉	0.0250	0.0040	0.0240	0.0130	0.0590
東部クリーンセンター	1号炉	2.9000	0.7600	0.9700	3.2000	8.8000
	2号炉	1.9000	0.8900	1.5000	5.3000	測定なし

施策

- ア 3クリーンセンターでは、施設運営に関して周辺地域の理解と協力を得るために、誠意を持って対応します。
- イ 広域連合は、関係市町村と連携して責任体制を確立し、効率的で最適な維持管理を行い、住民からの信頼の確保を図ります。
- ウ 関係市町村は、『ごみ処理広域化計画』に基づき、ごみの減量化、資源化に努め、分別収集の徹底を図ります。
- エ 統合ごみ処理施設が稼動するまでの間、各クリーンセンターの整備を行い、施設の安全管理、ごみの適正処理に努めます。

● クリーンセンター別可燃ごみ搬入量の推移 I

① 可燃ごみ搬入量と焼却灰発生量の推移

■ 上田クリーンセンター

単位：トン／年度

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
上田市収集（上田地域）	17,637	17,903	19,167	20,884	21,072	21,600	20,586	19,662	19,937	
上田市収集（真田地域）	873	877	939	1,188	1,341	1,265	1,274	1,295	1,307	
青木村収集	303	314	355	424	442	522	532	556	534	
持ち込み	家庭系	838	997	1,187	1,599	1,645	1,026	793	653	485
	事業系	12,313	13,087	14,518	16,125	14,982	13,434	13,410	12,628	10,479
丸子・東部クリーンセンターへ搬出		-593								
合計	31,964	32,585	36,166	40,220	39,482	37,847	36,595	34,794	32,742	

※新上田市発足:平成18年3月6日

■ 丸子クリーンセンター

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
上田市収集（丸子地域）	4,670	4,850	4,597	3,792	3,912	4,087	3,844	3,831	3,821	
長和町収集（長門地域）	521	591	510	578	669	742	768	783	800	
上田市収集（武石地域）	304	404	455	409	458	507	535	566	569	
長和町収集（和田地域）	30	110	116	120	139	171	187	209	212	
持ち込み	家庭系	227	147	99	119	179	190	169	212	232
	事業系	1,170	1,171	1,369	1,353	1,647	1,829	1,876	1,972	2,083
	その他	38	86	102	52	73	330	191	261	302
	上田クリーンセンター		34							
合計	6,960	7,393	7,248	6,423	7,077	7,856	7,570	7,834	8,019	

※新上田市発足:平成18年3月6日、長和町発足:平成17年10月1日

■ 東部クリーンセンター

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
東御市収集（旧東部町地域）	2,914	3,056	3,413	3,741	3,751	3,464	3,015	3,056	3,148	
持ち込み	家庭系	69	88	130	162	155	152	150	146	174
	事業系	454	506	607	823	967	1,079	992	1,218	1,271
	上田クリーンセンター		559							
	川西清掃センター			2,766						
合計	3,437	4,209	6,916	4,726	4,873	4,695	4,157	4,420	4,593	

※東部町収集（～15年度）

■ 3クリーンセンターの合計

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
収集	27,252	28,105	29,552	31,136	31,784	32,358	30,741	29,958	30,328	
持ち込み	家庭系	1,134	1,232	1,416	1,880	1,979	1,368	1,112	1,011	891
	事業系	13,937	14,171	16,494	18,301	17,596	16,342	16,278	15,818	13,833
	その他	38	86	102	52	73	330	191	261	302
	上田クリーンセンター		593							
合計	42,361	44,187	47,564	51,369	51,432	50,398	48,322	47,048	45,354	
川西清掃センターからの搬入			2,766							
川西清掃センター分を含む合計	42,361	44,187	50,330	51,369	51,432	50,398	48,322	47,048	45,354	

■ 焼却灰発生量

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
上田クリーンセンター	3,364	3,261	3,614	4,022	3,987	3,814	3,679	3,514	3,127
丸子クリーンセンター	816	915	903	686	722	800	827	877	878
東部クリーンセンター	324	349	339	460	475	420	373	367	400
合計	4,504	4,525	4,856	5,168	5,184	5,034	4,879	4,758	4,405

※川西清掃センター焼却灰は除く

※数値は、「上田地域広域連合 主要施策の成果及び予算の執行実績報告書」による。

● クリーンセンター別可燃ごみ搬入量の推移Ⅱ

②家庭系・事業系区分による比較

■上田クリーンセンター

単位：トン/年度

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
上田市収集（上田地域）	17,637	17,903	19,167	20,884	21,072	21,600	20,586	19,662	19,937	
上田市収集（真田地域）	873	877	939	1,188	1,341	1,265	1,274	1,295	1,307	
青木村収集	303	314	355	424	442	522	532	556	534	
持ち込み	家庭系	838	997	1,187	1,599	1,645	1,026	793	653	485
	事業系	12,313	13,087	14,518	16,125	14,982	13,434	13,410	12,628	10,479
丸子・東部クリーンセンターへ搬出		-593								
合計	31,964	32,585	36,166	40,220	39,482	37,847	36,595	34,794	32,742	
持ち込み（事業系）割合	38.5%	40.2%	40.1%	40.1%	37.9%	35.5%	36.6%	36.3%	32.0%	

※新上田市発足:平成18年3月6日

■丸子クリーンセンター

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
上田市収集（丸子地域）	4,670	4,850	4,597	3,792	3,912	4,087	3,844	3,831	3,821	
長和町収集（長門地域）	521	591	510	578	669	742	768	783	800	
上田市収集（武石地域）	304	404	455	409	458	507	535	566	569	
長和町収集（和田地域）	30	110	116	120	139	171	187	209	212	
持ち込み	家庭系	227	147	99	119	179	190	169	212	232
	事業系	1,170	1,171	1,369	1,353	1,647	1,829	1,876	1,972	2,083
	その他	38	86	102	52	73	330	191	261	302
	上田クリーンセンター		34							
合計	6,960	7,393	7,248	6,423	7,077	7,856	7,570	7,834	8,019	
持ち込み（事業系）割合	17.4%	17.5%	20.3%	21.9%	24.3%	27.5%	27.3%	28.5%	29.7%	

※新上田市発足:平成18年3月6日、長和町発足:平成17年10月1日

■東部クリーンセンター

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
東御市収集（旧東部町地域）	2,914	3,056	3,413	3,741	3,751	3,464	3,015	3,056	3,148
持ち込み	家庭系	69	88	130	162	155	150	146	174
	事業系	454	506	607	823	967	1,079	992	1,218
	上田クリーンセンター		559						
合計	3,437	4,209	4,150	4,726	4,873	4,695	4,157	4,420	4,593
持ち込み（事業系）割合	13.2%	25.3%	14.6%	17.4%	19.8%	23.0%	23.9%	27.6%	27.7%
川西清掃センター			2,766						

※東部町収集（～15年度）

■3クリーンセンターの合計

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収集	27,252	28,105	29,552	31,136	31,784	32,358	30,741	29,958	30,328
持ち込み	家庭系	1,134	1,232	1,416	1,880	1,979	1,368	1,112	891
	事業系	13,937	14,171	16,494	18,301	17,596	16,342	16,278	15,818
	その他	38	86	102	52	73	330	191	261
	上田クリーンセンター		593						
合計	42,361	44,187	47,564	51,369	51,432	50,398	48,322	47,048	45,354
持ち込み（事業系）割合	33.0%	33.6%	34.9%	35.7%	34.4%	33.1%	34.1%	34.2%	31.2%
川西清掃センターからの搬入			2,766						
川西清掃センター分を含む合計	42,361	44,187	50,330	51,369	51,432	50,398	48,322	47,048	45,354

※数値は、「上田地域広域連合 主要施策の成果及び予算の執行実績報告書」による。

20 斎場の設置、管理及び運営に関すること

経 緯

平成10年4月から、大星斎場及び依田窪斎場の2施設を上田地域広域連合が管理運営しています。

ア 大星斎場

昭和45年、上田市、東部町、真田町及び青木村の1市2町1村で大星斎場組合が発足し、昭和47年に施設の更新を行い、現在に至っています。

この間、運営主体は、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、平成10年4月から上田地域広域連合となっています。

イ 依田窪斎場

昭和40年、丸子町、長門町、武石村及び和田村の2町2村で依田窪火葬場組合が発足し、平成8年に施設の更新を行い、現在に至っています。

この間、運営主体は、依田窪広域行政事務組合を経て、平成10年4月から上田地域広域連合となっています。

現状と課題

ア 大星斎場

大星斎場の施設運営に関しましては、火葬業務は直営ですが、霊柩車運送業務につきましては、民間に委託をしています。

施設整備に関しましては、平成9年度に待合室棟を増設し、平成10年度には旧待合室の改修と駐車場の整備を行っています。平成11年度には火葬棟屋根の改修と庭園の整備を、平成17年度には火葬炉を整備し、灯油タンクを新設しています。また、平成18年度にはペット待合室の改修等を行いました。

施設の老朽化に対応し、計画的に整備を進めてきましたが、全体的には不十分であり、今後も整備を継続していく必要があります。

イ 依田窪斎場

依田窪斎場の施設運営に関しましては、火葬業務、霊柩車輸送業務とも、民間に委託をしています。建設後10年を経過しましたので、火葬炉の設備・機器を中心に、計画的に整備を進めていく必要があります。

ウ その他

両施設につきましては、建設の経過等もあり、火葬料が統一されていませんが、将来的には同一の料金設定に向けて、検討を行っていく必要があります。

● 火葬件数の推移

■ 大星斎場

(単位：件)

関係市町村	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上田市		909	903	968	1,005	1,095
上田市 (旧真田町)		114	145	124	97	109
東御市 (旧東部町)		183	213	271	250	298
青木村		48	57	59	59	50
その他		42	53	86	77	68
合 計		1,296	1,371	1,508	1,488	1,620

■ 依田窪斎場

(単位：件)

関係市町村	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上田市 (旧丸子町)		270	254	243	253	248
上田市 (旧武石村)		67	50	42	55	54
長和町 (旧長門町)		60	43	52	72	58
長和町 (旧和田村)		29	33	32	39	31
その他		151	59	74	94	128
合 計		577	439	443	513	519

今後の方向

業務の特殊性にかんがみ、環境に配慮した施設の管理運営に心がけるとともに、施設の老朽化によりサービスが低下しないよう、施設・設備の修繕を計画的に実施し、良質なサービスの提供を図ります。

また、施設及び周辺の安全に配慮した管理運営を行います。

施 策

- ア ダイオキシン測定調査を定期的を実施します。
- イ 計画的に設備・機器の修繕を行います。
- ウ 施設及び周辺環境の整備を、計画的に行います。
- エ 大星斎場、依田窪斎場の火葬料金の統一化に向けて、検討を進めます。

21 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、平成20年度から平成24年度までの5か年とし、5年間を単位として、当該計画期間の満了前に見直しを行うものとします。

ただし、事務事業の追加等変更の必要が生じた場合は、広域連合議会の議決を経て、改定するものとします。

付属資料編

- 上田地域広域連合広域計画策定委員会設置要綱
- 上田地域広域連合広域計画策定体制
- 上田地域広域連合広域計画策定委員会委員名簿
- 上田地域広域連合広域計画策定経過

■上田地域広域連合広域計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上田地域広域連合規約（平成10年3月31日長野県指令9地第1289号）第5条に規定する広域計画の策定にあたり、上田地域広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に際し、必要な事項を調査し、審議を行う。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから上田地域広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 上田地域広域連合議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係する機関・団体の代表者
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長のほか、副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会等)

第7条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事は、関係市町村の副市町村長及び職員のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 幹事会は、委員会を補佐し、広域計画策定に関する調査、研究を行う。
- 4 幹事会に、専門部会を置くことができる。

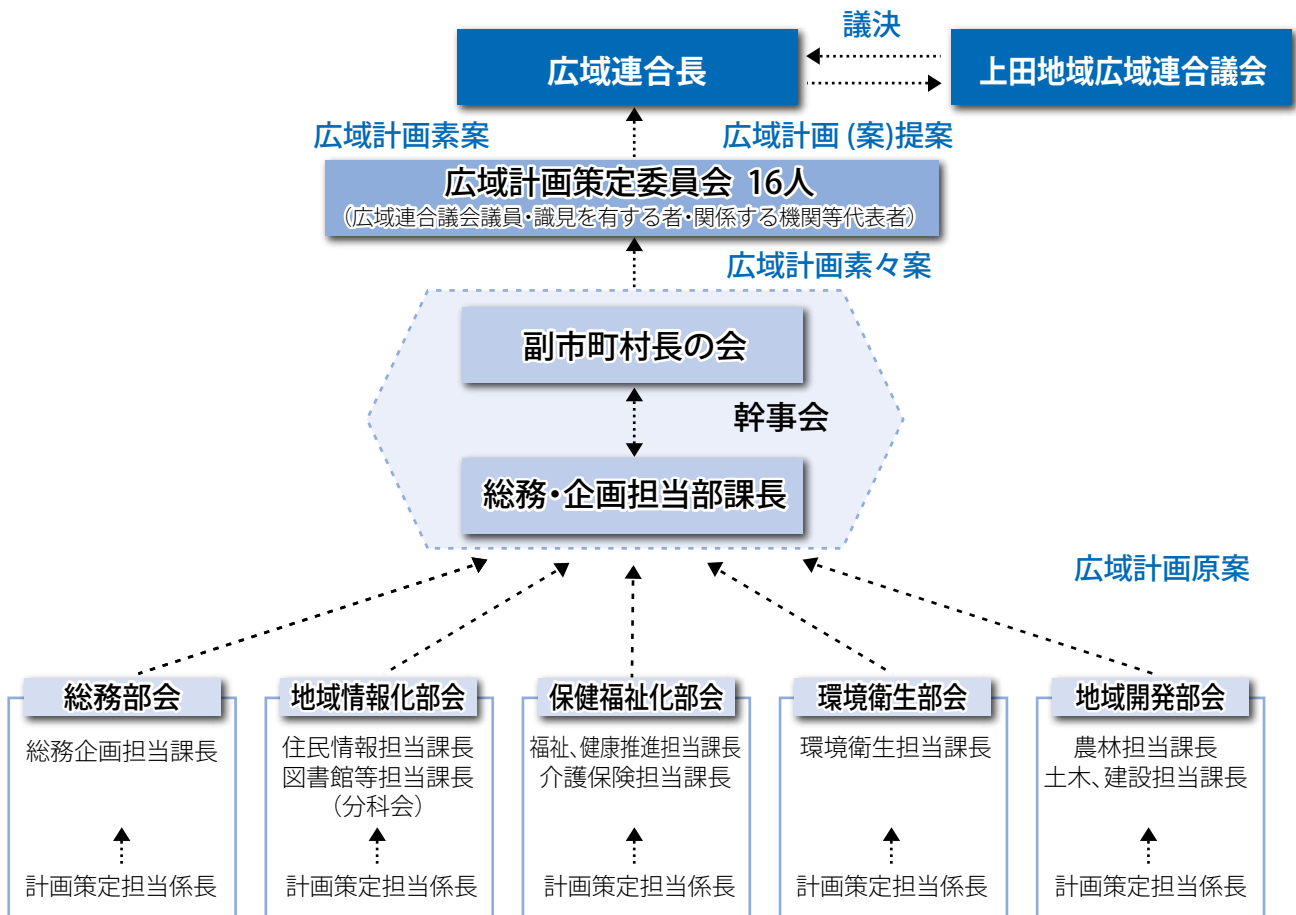
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

■上田地域広域連合広域計画策定体制



総務部会

- (1) ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること。
- (2) ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (5) 広域的な観光振興に関すること。
- (6) 調査研究事業に関すること。
- (7) 消防に関すること。(消防団及び水利施設に関することを除く。)
- (8) 上田勤労者福祉センターの設置、管理及び運営に関すること。
- (9) 上田創造館の設置、管理及び運営に関すること。
- (12) 関係市町村職員等の共同研修及び人材育成に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (21) 広域計画の期間及び改定に関すること。

地域情報化部会

- (10) 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (11) 上田地域の情報化に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

保健福祉部会

- (13) 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (14) 介護相談員派遣事業に関すること。
- (15) 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (16) 病院群輪番制病院に係る補助事業に関すること。

環境衛生部会

- (17) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (18) ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (19) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (20) 斎場の設置、管理及び運営に関すること。

地域開発部会

- (3) 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (4) 関係市町村の土地利用計画の調整に関すること。

■ 上田地域広域連合広域計画策定委員会委員名簿

委員長	下村 聖	上田地域広域連合議会議員（総務常任委員会委員長）
副委員長	中沢 優子	上田市婦人団体連絡協議会会長
	永井 明美	長野県看護協会上田支部教育委員長
	赤岡 恒子	上田ボランティア連絡協議会会長
	太田 芳枝	エコ・サポート21代表
	所 和 榮	東御市まちづくり審議会会長
	柳 橋 勝	東御市商工会会長
	原 田 京子	東御市民生児童委員協議会田中地区副会長
	小池 進	長和町教育委員会委員長・長和町振興計画審議委員
	金井 とも子	前青木村女性の会会長
	青木 典子	坂城町教育委員会委員
	久保木 匡介	長野大学環境ツーリズム学部講師
	関口 信雄	上田女子短期大学理事・教授・幼児教育学科長
	大井 一郎	上田地域広域連合議会議員（保健福祉常任委員会委員長）
	町田 千秋	上田地域広域連合議会議員（保健福祉常任委員会副委員長）
	原 田 恵 召	上田地域広域連合議会議員（総務常任委員会委員）

■上田地域広域連合広域計画改定経過

実施時期	委員会等	内 容
平成18年 9月27日	第1回総務部会担当係長会	所管項目の検証及び今後の施策に係る検討
10月13日	第1回地域開発部会	〃
10月16日	第1回環境衛生部会	〃
10月17日	第1回保健福祉部会	〃
10月20日	第1回総務部会	〃
〃	第1回地域情報化部会(第1回図書館分科会)	〃
11月 7日	第2回保健福祉部会	〃
11月13日	第2回総務部会	〃
11月14日	第2回環境衛生部会	〃
11月15日	第2回図書館分科会	〃
11月16日	第2回地域情報化部会	〃
〃	第2回地域開発部会	〃
12月13日	第1回地域情報化部会担当係長会	「改定計画素案」の検討
12月21日	第2回総務部会担当係長会	〃
12月25日	第3回地域開発部会	〃
12月26日	第3回保健福祉部会	〃
平成19年 1月12日	第2回地域情報化部会担当係長会	施策についての具体的検討
1月22日	第3回環境衛生部会	項目ごとの「改定計画素案（部会案）」の決定
〃	第4回地域開発部会	〃
1月23日	第3回図書館分科会	〃
1月24日	第4回保健福祉部会	〃
1月26日	第3回総務部会	〃
〃	第3回地域情報化部会	〃
2月13日	第1回広域計画策定委員会幹事会	「改定計画素案（部会案）」の検証及び総括
4月13日	第3回総務部会担当係長会	今後の改定事務に係る日程等の確認
5月10日	正副連合長会	今後の改定事務に係る日程外に関する協議
5月18日	第1回広域計画策定委員会	広域計画の概要及び改定事務に係る日程等の説明
5月25日	広域連合議会全員協議会	改定事務に係る日程外に関する協議
5月30日	第2回広域計画策定委員会	広域連合関係施設・ソフト事業等の視察調査
6月 1日	地域開発部会担当係長会	広域計画中の道路網図の確認
6月29日	第3回広域計画策定委員会	地域情報化、保健福祉部会所管項目に係る審議及び素案決定
7月 4日	地域情報化研究会	地域情報化に係る研究内容の広域計画への反映に関する検証
7月10日	正副連合長会	広域計画策定委員会審議経過報告
7月13日	第4回広域計画策定委員会	地域開発、環境衛生部会所管項目に係る審議及び素案決定
8月 3日	第5回広域計画策定委員会	総務部会所管項目に係る審議及び素案決定
8月10日	正副連合長会	広域計画策定委員会審議経過報告
8月28日	第2回広域計画策定委員会幹事会	広域計画改定素案報告及び確認
8月31日	広域連合長	広域計画策定委員会から「改定計画素案」を提出
9月13日	正副連合長会	「改定計画素案」報告
10月10日	正副連合長会	「改定計画案」（議案）の決定
10月24日	広域連合議会	「改定計画案」を上程
10月29日	広域連合議会	「改定計画案」を原案どおり議決

上田地域広域連合広域計画

平成20年3月

- 発行/上田地域広域連合
事務局：長野県上田市上丸子1612番地
 - ・TEL (0268) 43-8818
 - ・FAX (0268) 42-6740
 - ・URL: <http://www.area.ueda.nagano.jp>
 - ・E-mail: koiki@area.ueda.nagano.jp

- 印刷/中澤印刷株式会社

◆上田市◆東御市◆青木村◆長和町◆坂城町

上田地域広域連合広域計画
長野県上田地域広域連合